

2019年7月1日発行(毎月1回1日発行) 第19巻第7号(通巻531号)

LIBRA

2019年 7 月号

〈特集〉

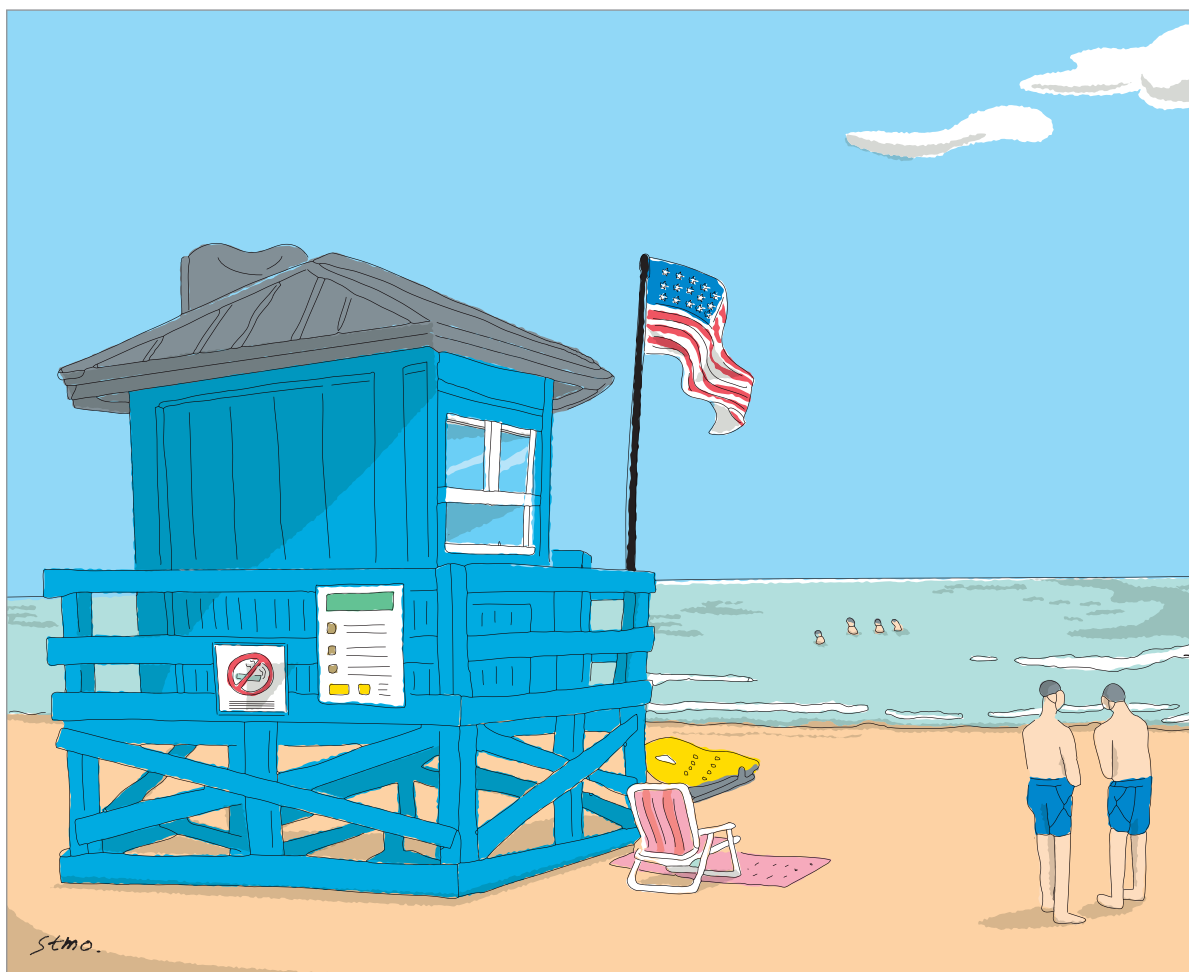
民事信託の基礎と実務

〈インタビュー〉

東京弁護士会 前年度会長 安井 規雄 会員

〈クローズアップ〉

2019年度 定期総会



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2019年7月号

特集

02 民事信託の基礎と実務

- 1 はじめに
- 2 民事信託総論 清水 晃
- 3 民事信託の登場人物 岩田 賢
- 4 民事信託組成上の注意点 山口正徳
- 5 民事信託に関わる租税, 登記, 金融機関の対応 伊東大祐
- 6 民事信託の活用事例 野俣智裕
- 7 信託契約書作成の留意点 金森健一
- 8 最後に

インタビュー

20 東京弁護士会 前年度会長 安井規雄 会員

クローズアップ

24 2019年度 定期総会

連載等

- 28 理事者室から：新執行部始動！ 中西一裕
- 29 常議員会報告（2019年度 第3回）
- 30 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告「家裁70周年その歴史と理念」 大竹寿幸
- 31 今, 憲法問題を語る
第92回 「9条の2」加憲案と弁護士会の広報活動 平 裕介
- 32 もっと知ろうよ！オキナワ！
第22回 沖縄県民投票で問われる本土の人々と日本の民主主義 神谷延治
- 34 近時の労働判例
第75回 大阪地方裁判所平成30年5月24日判決（三洋電機ほか1社事件） 大石 遼
- 36 東弁往来：第64回 法テラス茨城法律事務所 辻 唯花
- 38 わたしの修習時代：和光 64期 中江民人
- 39 71期リレーエッセイ：独裁国家からの脱出 佐藤佑樹
- 40 心に残る映画：『グッド・ウィル・ハンティング 旅立ち』 安部康広
- 41 コーヒーブレイク：アムステルダム飾り窓とオランダ人の決意 宮城知佳
- 42 同好会通信
vol.13 ゴルフ倶楽部 東京弁護士会ゴルフ倶楽部に参加してみよう 日原聡一郎
- 43 追悼
- 44 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 46 会長声明
- 54 インフォメーション

民事信託の基礎と実務

高齢者の判断能力が低下した場合の財産管理や財産処分について、法定後見、任意後見あるいは遺言が活用されていますが、民事信託の活用により、より柔軟な財産管理や本人の希望に沿った財産処分が可能となります。民事信託について関心を持ちながらも、同業務に取り組んだことがないという会員も多くおられるのではないのでしょうか。本特集では、当会の専門講座にて研修講師を務められた信託法研究部の会員の方々に民事信託の基本的な活用方法についてご執筆いただきました。信託業務に精通された執筆者に寄稿いただいた本特集は、基礎的な知識から運用のための関連実務まで網羅されており、実務に取り組む上で非常に有意義な内容となっております。

(LIBRA 編集会議 富田 寛之)

CONTENTS

1 はじめに	2 頁
2 民事信託総論	3 頁
3 民事信託の登場人物	6 頁
4 民事信託組成上の注意点 (信託目的, 信託財産, 受益者・受益権等, 信託の変更等, 信託の終了・清算)	9 頁
5 民事信託に関わる租税, 登記, 金融機関の対応	11 頁
6 民事信託の活用事例	13 頁
7 信託契約書作成の留意点	15 頁
8 最後に	18 頁

1 はじめに

日本における信託の歴史を振り返ってみると、投資家保護のために1922年に信託業法が制定され、これに後れて、同年に信託に関する一般法として信託法(旧信託法)が制定されました。その後、日本においては、信託銀行が信託の主要な担い手となってきました。すなわち、信託銀行は、長年に亘って、信託(特に商事信託)を扱い、信託に関する豊富な知識や経験を有していました。そして、旧信託法は、制定以来80年余りに亘って、実質的な改正が行われませんでした。しかし、少子高齢化等の社会・経済情勢の変化に伴い、福祉・扶養などのための民事信託のニーズも高まってきました。そこで、2006年に信託法が改正され、それをきっかけに、各士業が、積極的に民事信託に関わりはじめました。

我が信託法研究部(旧名称:遺言信託部)は、創設当時からこの信託法の研究に取り組んでまいりました。昨年は、信託の組成において問題となる信託と租税の問題を研究し、本年は、信託の活用が議論されている信託と事業承継をテーマにしています。

また、当部では、昨年9月から本年3月まで、全6回に分けて、東京弁護士会の研修として、専門講座を開講し、各回ともに多数の会員の方々にご聴講いただきました。この専門講座は、民事信託を研究及び利用される弁護士にとって、基礎的なものであると同時に、最新の実務における対応まで取り上げた、大変有意義なものです。

本特集は、この専門講座のダイジェスト版として、お届けさせていただくものです。

2 民事信託総論

信託法研究部 部長 清水 晃 (65 期)



(1) 民事信託とは

「民事信託」という用語について、法律上の定義はない。「商事信託」に対立する概念とする考え方がある。

(2) 信託の基礎

ア 信託の定義

信託法2条1項によれば、「信託」とは、特定の者が一定の目的（中略）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう、とされている。

イ 信託の要素

信託の基本的構成要素として、①委託者、②受託者、③受益者、④信託目的、⑤信託財産、⑥信託行為を挙げることができる。信託では、①委託者、②受託者、③受益者の三当事者を前提としている。

① 委託者

「誰が」信託をするか、ということである。委託者は、信託によって実現しようとする目的（④信託目的）のために、自らの財産（⑤信託財産）を受託者に預ける者である。委託者は、自らの意思どおりに信託財産が管理又は処分などされるように各種の監督権限を有している。

② 受託者

「誰に対して」信託をするか、ということである。信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう（信託法2条5項、以下本稿では条項のみの引用は信託法とする）。受託者は、委託者が定めた方針（④信託目的）にしたがって、預かった財産（⑤信託財産）の管理又は処分などを行う。

③ 受益者

「誰のために」信託をするか、ということである。受益者とは、受益権を有する者をいい（2条6項）、

「受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（中略）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう（2条7項）。

④ 信託目的

「何のために」信託をするかということである。委託者が信託を設定することによって達成しようとする目指している基本的目的をいう。

⑤ 信託財産

「何を」信託するか、という、信託の客体のことである。

⑥ 信託行為

「どのようにして」信託をするか、という、信託の方法のことである。信託を設定するための法律行為をいい、信託契約、遺言による信託（遺言信託）、信託宣言（自己信託）の三種類がある（3条）。

(3) 信託の類型（信託の当事者の組み合わせ）

ア 他益信託

委託者と受益者が別人格である場合をいう。

イ 自益信託

委託者と受益者が同一人格である場合である。委託者が自分自身の利益のために信託するというものである。信託を設定する場合、委託者と受益者を別人格とすると、贈与税が課される（相続税法9条の2第1項）などの理由から、自益信託を設定する事例が多い。

ウ 自己信託（信託宣言）

委託者と受託者が同一人格である場合をいう。

エ 受託者と受益者の兼任

信託法163条2号によれば、信託は、受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したときは、終了するとされている。すなわち、信託法は、

受託者と受益者の兼任を、1年間の期間制限付きで許容している。そうすると、委託者、受託者及び受益者が同一人格である信託の設定も可能である。

(4) 信託行為の類型

ア 信託契約

特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約を締結する方法（3条1号）。信託契約は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる（4条1項）。

イ 遺言による信託

特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法（3条2号）。遺言による信託は、当該遺言の効力の発生によってその効力を生ずる（4条2項）。

ウ 信託宣言（自己信託）

特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録で当該目的、当該財産の特定に必要な事項等を記載し又は記録したものによってする方法（3条3号）。信託宣言は、①当該公正証書等の作成、又は②受益者となるべき者として指定された第三者に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知によって効力が生ずる（4条3項）。

(5) 信託制度特有の考え方

ア 委託者と受託者との間、受託者と受益者との間の信認関係

信託制度が認められる根本には、委託者と受託者及び受託者と受益者との間に、信認関係があることが前提となっている。

イ 契約当事者である委託者が死亡しても信託は終了するとは限らない

委託者が死亡しても、信託契約は終了しない。信託行為の定めによって委託者の地位を相続させないことも可能である（147条）。そうすると、委託者の地位に立つ者が存在しないまま信託を継続させることも可能となる。この場合には、受託者及び受益者だけで信託の主体は構成されることになる。

ウ 形式的権利帰属者と実質的利益享受者が分かれていること

信託において、受託者は委託者から信託財産を取得する。受託者は、受益者のために、委託者から取得した信託財産を管理又は処分等を行う者である。その意味で、受託者はあくまでも形式的な権利の帰属主体であり、他方、受益者は実質的利益の享受主体である。

エ 信託財産は、受託者の一般債権者に対する責任財産とはならない（信託財産の独立性）

信託では、受託者を財産の管理者としての役割を全うさせるために、仮に、受託者の経済状況が悪化しても、受託者が管理している信託財産は影響を受けないような仕組みになっている。

オ 信託の柔軟性

信託では、委託者が希望したとおりに、受益権の内容を定め、発生・変更・消滅や取得者を決めることができる。

(6) 信託の機能

ア 転換機能

形式的な権利帰属者と実質的利益享受者が分かれている信託の特徴から、権利者の属性の転換、権利者の数の転換、利益享受の時間的転換、権利の性状の転換のような転換機能がある。

イ 倒産隔離機能

(ア) 委託者の債権者

委託者の財産に対して、強制執行することができない場合であっても信託財産に対しては、強制執行することができない。信託財産の所有権は、委託者から、受託者に移転されるため、信託財産となった財

産はもはや委託者の財産ではない。したがって、委託者の債権者が、信託財産に対して強制執行することができないことは、当然の帰結である。

(イ) 受託者の債権者

受託者の固有財産に対して、強制執行することができる場合であっても信託財産に対しては、強制執行することができない。信託法23条1項は、「信託財産責任負担債務に係る債権（中略）に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（中略）又は国税滞納処分（中略）をすることができない」と規定している。

(7) 他の制度との使い分け

ア 後見制度（特に成年後見及び任意後見）と信託契約の比較

(ア) 制度の目的

後見制度は、被後見人等の身上監護と財産管理を目的としたものであるが、信託は、委託者の財産管理と財産承継を目的としたものである。信託は、身上監護を目的に含まない点で、後見制度と守備範囲を異にする。

(イ) 対象財産

成年後見制度では、被後見人のすべての財産が対象になる。任意後見制度では、任意後見契約で定めた財産が対象になる。信託契約では、信託契約で定めた財産が対象になる。この点、法律上信託財産とすることができない財産（例えば農地。農地法3条2項3号参照）、事実上信託財産とすることができない財産（例えば預金債権）がある。

(ウ) 選任方法

成年後見制度において、後見人は、家庭裁判所の審判によって選任される。任意後見制度においては、後見人は、任意後見契約の定めによる。後見監督人は、家庭裁判所の審判によって選任される。信託契約では、受託者を誰に定めるかは、信託契約の定めによる。

(エ) 財産管理の権限

成年後見制度において、成年後見人が包括的な

代理権及び取消権を取得する。任意後見制度において、任意後見人が、任意後見契約の定めにより代理権を取得する。取消権はない。信託契約では、受託者の権限は、信託契約の定めによる。広範な権限を付すことも、逆に、受託者の権限を限定的にすることも可能である。

(オ) 死後の財産の管理処分

成年後見制度及び任意後見制度は、被後見人の死亡によって終了する。信託契約では、信託契約の定めによって委託者の死後の財産管理処分について規定することが可能である。

イ 遺言と信託契約（遺言代用信託）の比較

(ア) 効力発生時期

遺言は、遺言者の死亡時である。信託契約は、原則として、信託契約締結時であるが（4条1項）、停止条件又は始期を付すことができる（4条4項）。

(イ) 財産承継の時期

遺言は、遺言者の死亡時である。遺言者の死亡時に遺言の効力が発生、遺言者の財産が承継される。信託契約では、信託契約において、財産承継の時期を定めることができる。財産の承継時期を、ある者の死亡時とすることによって、遺言と同様の効果を得ることができる（遺言代用信託）。

(ウ) 次世代の承継（後継ぎ遺贈）の可否

一般に、後継ぎ遺贈（第一次受遺者の受ける財産上の利益が、ある条件の成就や期限の到来した時から、第二次受遺者に移転する遺贈をいう）は、無効と解されている。

一方、信託契約では、受益者連続信託を定めることによって後継ぎ遺贈の代替的な役割を果たすことができる。

3 民事信託の登場人物

信託法研究部 部員 岩田 賢 (51 期)

(1) 受託者

ア 定義

受託者とは、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者をいう(2条5項)。

イ 受託者の権限

(ア) 受託者の権限

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない(26条)。

(イ) 受託者の権限違反行為

受益者は、受託者の権限違反行為につき取消権を有するが、信託法27条1項又は2項に定められた要件を具備する必要がある。

ウ 受託者の義務等

(ア) 信託事務処理義務・善管注意義務

受託者は、信託の本旨に従い信託事務を処理する義務を負う(29条1項)。受託者は善管注意義務を負う(同条2項)。同義務につき信託行為で別段の定めをすることができるが、免除はできない。

(イ) 忠実義務

受託者は、受益者のために忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない(30条)。さらに、信託法は利益相反行為(31条)及び競合行為(32条)という忠実義務による制限の対象となる行為類型を掲げ、制限の内容を具体的に定めている。

(ウ) 公平義務

受益者が2人以上ある信託においては、受託者は、受益者のために公平にその職務を行わなければならない(33条)。

(エ) 分別管理義務

受託者は、34条1項本文各号に定める財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により信託財産

の分別管理をしなければならない(34条1項本文)。信託行為でこれと異なる分別方法を定めることもできるが(同条1項但書)、14条の信託の登記又は登録をする義務は免除することができない(同条2項)。

(オ) 信託事務の処理の第三者への委託

受託者が自ら信託事務の処理を行うことを前提としつつ、一定の範囲で、信託事務の処理の第三者への委託を容認している(28条)。この場合、受託者は原則として当該第三者の選任及び監督につき責任を負う(35条1項ないし3項)。

(カ) 受託者の帳簿等の作成、報告、保存の義務

委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況につき報告を求めることができる(36条)。この権利は信託行為の定めにより制限できない(92条7号)。

受託者は、①信託帳簿(信託計算規則4条1項)の作成義務(37条1項)を負うほか、②毎年1回一定の時期に財産状況開示資料(信託計算規則4条3項)を作成し、その内容を報告する義務を負う(37条2項及び3項)。加えて、③信託帳簿等を一定期間保存する義務を負う(37条4項ないし6項)。

(キ) 帳簿等の閲覧等の請求

受益者は、受託者に対し、理由を明らかにしたうえで信託帳簿等の閲覧又は謄写を請求できる(38条1項)。受託者は、拒否事由(38条2項各号、38条3項)に該当する場合を除き拒否できない。

利害関係人は、受託者に対し、財産状況開示資料(37条2項)の閲覧又は謄写の請求をすることができる(38条6項)。

(ク) 受託者の行為に対する差止請求

①受託者の法令違反若しくは信託行為の定めに従って違反する行為、②受託者の公平義務違反行為に対しては、一定の要件のもとに受益者の差止請求が認められている(44条1項及び2項)。

エ 受託者の費用等の償還請求・信託報酬等

(ア) 受託者の費用等の償還請求

受託者は、信託財産から信託事務処理に要した費用等の償還を受けることができる（48条1項）。費用の前払を受けることもできる（同条2項、3項）。

費用等の償還方法であるが、受託者は、信託財産に属する金銭を固有財産に帰属させることができる（49条1項）。また、信託目的の達成に支障がない範囲で信託財産に属する財産を処分することができる（49条2項）。利益相反行為の制限の例外（31条2項各号）に該当するときには、金銭以外の信託財産を固有財産に帰属させることも可能である（49条3項）。

受益者は費用等の償還等について責任を負わないが、受託者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けることができる（48条5項）。

受託者は、信託財産から費用等の償還又は費用の前払を受けるのに信託財産が不足している場合、委託者及び受益者への通知等の所定の手続を経て信託を終了させることができる（52条1項ないし4項）。

(イ) 信託財産からの損害賠償

受託者は、一定の範囲で、信託財産から信託事務を処理するために受けた損害の賠償を受けることができる（53条1項）。

(ウ) 信託報酬

受託者は、①信託の引受けにつき商法512条の適用がある場合、②信託行為に受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができる（54条1項）。その額は、信託行為に定めがあるときはそれにより、ないときは相当の額とする（54条2項及び3項）。

オ 受託者の変更

(ア) 受託者の任務の終了

a 受託者の任務の終了事由

受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、①受託者の死亡、②受託者が後見又は保佐開始の審判を受けたこと、③受託者が破産

手続開始の決定を受けたこと（但し、信託行為で終了事由としないこともできる）、④受託者の合併以外の事由による解散、⑤受託者の辞任、⑥受託者の解任、⑦信託行為において定めた事由により終了する（56条1項）。

b 受託者の辞任

受託者は、委託者及び受益者の同意を得て、辞任することができるのが原則である（57条1項及び6項）。やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる（57条2項）。

c 受託者の解任

委託者及び受益者は、いつでもその合意で受託者を解任できるが（58条1項及び8項）、受託者に不利な時期に解任したときはその損害を賠償しなければならない（同条2項）。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる（同条3項）。

受託者に任務違反等がある場合、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任できる（58条4項）。

(イ) 新受託者の選任（62条）

受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者に関する定めがあるときは、その定めるところによる。

信託行為に新受託者に関する定めがないとき、又は指定された者が引受けを拒絶し若しくは引受けができないときは、委託者及び受益者は、その合意により新受託者を選任することができる（62条1項）。委託者が現に存しない場合は受益者のみで新受託者を選任できる（62条8項）。

委託者及び受益者の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任できる（62条4項）。

(ウ) 受託者の任務の終了における前受託者の義務等

受託者の任務が終了した場合においても、受託者であった者（前受託者）には、新受託者に信託事務処理を円滑に引き継ぐため、通知義務（59条

1項及び2項)、信託財産の保管等の義務(59条3項ないし5項)を負う。

(2) 受益者・受益権

ア 定義

(ア) 受益者とは、受益権を有する者をいう(2条6項)。

(イ) 受益権とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(＝受益債権)及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう(2条7項)。

イ 受益者の権利の取得及び行使

(ア) 受益者の権利の取得

信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者は、信託行為に別段の定めがある場合を除き、当然に受益権を取得する(88条1項)。

(イ) 受益者の権利行使の制限の禁止(92条)

92条に列举された受益者の権利(監視・監督権)は、信託行為の定めにより制限することはできない。

ウ 受益権等

(ア) 受益債権

受益債権にかかる債務については、受託者は、信託財産に属する財産のみをもってこれを履行する責任を負う(100条)。

受益債権は、信託債権に後れる(101条)。

(3) 委託者

ア 定義

委託者とは、3条各号に掲げる方法(信託契約、遺

言による信託、自己信託)により信託をする者をいう(2条4項)。

イ 委託者の権利等

(ア) 信託行為において、委託者がこの法律の規定によるその権利の全部又は一部を有しない旨を定めることができる(145条1項)。

(イ) 一方、信託行為においては、委託者も145条2項各号に列举された監督的権利の全部又は一部を有する旨定めることができる。なお、遺言代用信託(90条1項)では原則として委託者に上記の監督的権利が付与される(148条)。

(ウ) 信託行為においては、信託法の規定により受託者が受益者に対し負っている①通知義務、②報告義務及び③計算の承認を求める義務を、委託者に対しても負う旨を定めることができる(145条4項)。

(エ) 委託者の地位は第三者に移転することができる(146条1項)。もっとも、遺言信託によって信託がされた場合には、委託者の相続人は、原則として委託者の地位を相続により承継しない(147条)。

(4) 信託管理人等

信託法は、受益者の利益を保護し受託者の信託事務の処理を監督すべき地位にあるものとして、信託管理人(123条～130条)、信託監督人(131条～137条)及び受益者代理人(138条～144条)の3つの類型を設けている。各制度は、善管注意義務・誠実公平義務を負う等の共通点もあるが、一方で下記表のような違いもある。民事信託において信託管理人等の監督制度を利用する場合、各制度の違いに留意する必要がある。

	信託管理人	信託監督人	受益者代理人
受益者の有無	現に存しない	現に存する	現に存する
選任	信託行為の定めまたは裁判所の決定	信託行為の定めまたは裁判所の決定	信託行為の定め
権限の範囲	原則として、受益者が有する信託法上の一切の権利	原則として、受益者が有する受託者の監督のための権利	原則として、受益者が有する信託法上の一切の権利
権利行使の名義	自己(信託管理人)	自己(信託監督人)	受益者

4 民事信託組成上の注意点

(信託目的, 信託財産, 受益者・受益権等, 信託の変更等, 信託の終了・清算)

信託法研究部 部員 山口 正徳 (46 期)



(1) 信託契約等により民事信託を組成するに当たっては、信託法の規定に留意して組成しなければならない。すなわち、信託の本質が委託者から受託者への権利移転であることをふまえたうえで、信託法の規定に対する別段の定めを設けるのか、あるいは、注意的に信託法と同じ内容の条項を明記するのか、を意識して信託契約書や信託遺言書を作成しなければならない。民事信託の登場人物（委託者・受託者・受益者等）については、本特集3で既に述べられているので、本章では、総則・信託財産等（1条～25条）、受益者・受益権等（88条～122条）、信託の変更等（149条～162条）、及び信託の終了及び清算（163条～184条）の中から特に重要な条項を選択して説明をしたい。

(2) 総則・信託財産等（1条～25条）

ア 信託目的（2条1項）

信託行為では、信託目的を定めなければならない。この点で、信託の組成は、法人の設立に近い法律行為である。信託目的の機能としては、①受託者が信託事務を行う上での指針となり、その権限の外延を画する機能（26条本文など）と②信託の存続可能性を判断する際の基準としての機能（163条1号）が挙げられる。

そして、受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、信託の利益を享受することができないし（8条）、専ら受託者の利益を図る目的である場合には信託の設定は認められず、信託行為が有効に成立しないと解されている。

イ 信託の方法（2条2項・3条）

信託の方法には、①契約、②遺言、③公正証書等によってする意思表示の方法（信託宣言）があり、①信託契約又は②信託遺言の方法によるときは、当該特定の者に対する財産の譲渡又は担保権の設定その他の財産の処分をすることになる。これに対し、信託

宣言（自己信託）は、信託を設定しようとする委託者自身が受託者となる特殊な類型である。なお、信託契約・信託遺言においては、停止条件又は始期を付することが可能である（4条4項）。

ウ 信託財産責任負担債務（21条）

信託財産責任負担債務とは、受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいい（2条9項）、委託者の債務についても、受託者が民法上の債務引受をすることによって信託財産責任負担債務とすることができる。

(3) 受益者・受益権等（88条～122条）

ア 受益者指定権等（89条）

受益者指定権等（受益者を指定し、又はこれを変更する権利）を有する者の定めのある信託において、受益者指定権等は、通常、受託者に対する意思表示によって行使される（89条1項）が、遺言によって行使することもできる（89条2項）。

また、遺言代用信託（委託者の死亡時に受益権を取得する旨の定めのある信託）の委託者は、受益者変更権を遺言により行使することができる（90条）。したがって、仮に、遺言代用信託における委託者の遺言による受益者変更を回避したいのであれば、別段の定めによって委託者の受益者変更権を制限しておかなければならない。

イ 受益権の譲渡性（93条1項本文）

受益権には譲渡性が認められている。したがって、売買・贈与等により移転することができるし、受益者が死亡したときにも消滅しないで存続するのであれば、相続の対象となる。しかしながら、信託行為において、受益者が死亡したときに当該受益権が消滅し、他の者（次順位の受益者）が新たに受益権を取得する旨を定めておくこともできる。いわゆる受益者連続型信託である。

ウ 信託と遺留分

信託設定時に信託財産は委託者から受託者へ移転する。したがって、例えば後継ぎ遺贈型の受益者連続信託における第二次以後の受益者による受益権の取得ないし残余財産受益者・帰属権利者による残余財産の取得は、委託者兼当初受益者の遺産の相続ではない。しかしながら、かかる信託行為にも民法の遺留分の規定は適用される。ただし、遺留分減殺請求の対象や意思表示の相手方に関しては信託財産説と受益権説との対立があり、また、実際に遺留分侵害の有無・侵害額を算定することは容易ではない。

(4) 信託の変更等 (149条～162条)

ア 関係当事者の合意の概略 (149条)

信託の変更の原則的な方法は、委託者、受託者及び受益者の合意による (149条1項)。しかし、関係当事者の利害に配慮しつつも、より柔軟な信託の変更を可能とするため、変更する信託行為の内容が関係当事者のうちの特定の者の利益を害しないことが明らかである場合には、その者の関与なくして、信託の変更ができるものとされている。すなわち、委託者の意思である信託の目的に反しないことが明らかであるときには、委託者との合意は不要とされている (149条2項1号、同条3項2号)。また、受益者の利益に適合することが明らかであるときは、受益者との合意は不要とされている (149条2項2号)。さらに、受託者の利益を害しないことが明らかであるときは、受託者との合意は不要とされている (149条3項1号、同条項2号)。

なお、信託の変更について信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによる (149条4項)。したがって、信託行為の別段の定めによって、信託の変更権を特定の第三者に委ねることもできる。

(5) 信託の終了及び清算 (163条～184条)

信託法は、信託の終了事由の発生をもって「信託の終了」と定め (旧法で用いていた「解除」という用語を廃止した)、信託の終了を開始原因として信託債権に係る弁済等を行い残余財産の給付をもって結了するに至る一連の手続を「信託の清算」と定めている。

ア 終了事由 (163条)

信託法163条は、1号～8号で信託目的の達成・達成不能等の終了事由を定め、9号では、信託行為によって終了事由を定めることを認めている。例えば、後見制度支援信託では、被後見人＝委託者＝受益者の死亡が終了事由とされている。

イ 委託者及び受益者の合意等による信託の終了 (164条)

委託者と受益者とが同一人である場合には、その意思によって何時でも信託を終了させることができる (164条1項)。ただし、信託行為で、例えば受託者の同意を要する等の別段の定めを設けることができるものとした (164条3項)。

さらに、信託法164条4項は、委託者が現に存在しない場合には、受益者のみをもって同条1項の規定に基づく信託の終了をすることはできないことを明らかにした。それゆえ、信託行為の別段の定めとして、委託者が存在しない場合における受益者の受託者に対する意思表示による信託の終了等を検討しておくべきである。

ウ 清算受託者の職務 (177条)

信託の終了により、信託終了時の受託者 (= 清算受託者) には、信託の目的を遂行するための信託事務の処理を中止し、速やかに清算手続きを行って、残余財産を帰属権利者等に給付すべき義務が生じる。ただし、例えば、信託終了後の信託財産である不動産を、これに関する全ての契約関係、債権債務とともに現状のままで引き渡すことも、関係当事者全員が合意しているのであれば可能であると解されている。なお、受託者の債務である信託財産責任負担債務を残余財産受益者・帰属権利者の債務とするためには、別途、債務引受を行う必要がある。

エ 残余財産の帰属 (182条・183条)

第一順位は、①信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者 (残余財産受益者) となるべき者として指定された者、又は、②信託行為において残余財産の帰属すべき者 (帰属権利者) となるべき者として指定された者である。第二順位は、委託者又はその相続人その他の一般承継人である。

第三順位は、清算受託者（清算時の受託者）である。

残余財産受益者は、受益債権の内容が残余財産の給付であることを除けば、通常の受益者と異なるところはなく、信託の終了前から受益者としての権利を有

する。対して、帰属権利者は、信託の終了後、その清算中においてのみ受益者としての権利を有する者であり（183条6項）、信託の終了前は受益者としての権利を有しない。

5 民事信託に関わる租税、登記、金融機関の対応

信託法研究部 部員 伊東 大祐（47 期）

(1) 民事信託に関わる租税

ア モデルケース

民事信託に関わる租税の課税について具体的に検討するため、単純なモデルケースを設定してみる。高齢者Aの財産管理を目的とする信託で、委託者を高齢者A、受託者はB、受益者はA自身（自益信託）、信託財産は賃貸アパート1棟の土地建物、金銭1000万円とする。A死亡後は、Aの子Cが信託財産を引き継ぐものとする。

イ 信託設定時の課税関係については、委託者Aから受託者Bへ、信託財産（不動産、金銭）が移転しており、これについて何らかの課税があるかを検討する。

（ア） まず、Bが信託財産を取得したことについて、Bが個人であれば贈与税や所得税、Bが法人であれば法人税が課税されないか。受託者Bは、確かに信託財産の財産権を取得するが、それは受益者のために当該信託財産を管理運用処分するためであって、受託者は信託の利益を享受することは禁止されているから（8条）、実質的に当該信託財産の経済的利益を取得したものではない。そこで、法は他益信託の受益者が委託者から遺贈・贈与で受益権を取得したとみなして受益者に相続税・贈与税を課税し（相続税法9条の2第1項）、受託者Bには何らの課税もない。なお、二重課税となるため受益者に所得税は課税されない（所得税法9条1項16号）。本件では、受益者は委託

者と同一人で自益信託であるので、受益者への課税もない。

Bが法人の場合は、信託財産は受益者に帰属するものとみなされ（法人税法12条1項）、受託者Bに帰属していないこととされるから、Bには法人所得計算上の益金がなく、法人税は課税されない。

（イ） 委託者Aは信託財産としてアパートの土地建物という不動産を受託者Bに譲渡している。譲渡所得が観念できれば譲渡所得への所得税課税が問題となるが、委託者Aから受託者Bへの権利移転について、対価の授受はなく、所得自体が存在しないのでこの点の課税はない。

受託者Bが法人である場合は、法人に対する贈与であれば、委託者Aには時価による資産の譲渡があったとみなされる（所得税法59条）ことになるが、信託契約に基づく受託者Bへの信託財産の移転は、Bへの贈与ではないので、みなし譲渡所得税の課税はない。Aが死亡してCが当該財産を取得した際に、相続税の課税対象となり、取得価額等は引き継がれ、Cが譲渡した際にその譲渡所得に課税があることとなる。

（ウ） 登記名義移転に関する登録免許税については、登記の箇所では後述する。

ウ Bによる信託継続時には、賃貸アパート収入についての課税が問題となる。

（ア） この場合は、受益者Aの所得として、Aが所得

税を申告納付することとなる。所得税法13条1項により、アパート経営の資産負債・収益費用は、すべて受益者Aに帰属するものとみなされるので、不動産所得ないしは事業所得はAに生じているものとされ、アパート経営による所得について申告納付の義務を負うのはAである。Bはその納付資金を交付することになるであろうが、Aの所得税申告納付を援助することが当然に受託者の義務となる訳ではない。代理して申告納付する権限もない。Aについて能力低下によるこれら事務遂行が不可能になる場合があると予想するなら、信託だけでなく、任意後見等の対処もしておくべきである。

住民税についても、その所得割の納税義務が課されるのはAである。

(イ) 受託者Bについては、資産負債収益費用すべてが受益者Aに帰属するとみなされるので、所得課税はない。

エ 信託終了時においては、Aの死亡に起因してCに権利が帰属するというのは、AからCへの遺贈に類似するので、Cに相続税を課税するのが適切であるといえ、相続税法も受益権を取得した場合に、資産負債自体を相続したとみなす旨の規定を置いている（相続税法9条の2第6項）。

信託がA死亡により終了し、Cが残余財産の帰属権利者とされていた場合は、適用される条文が相続税法9条の2第4項となり、同項は資産負債の清算を前提として清算後の残余財産のみの遺贈を擬制しているため、どのような処理になるのかはいまだ明らかでないという問題が指摘されている。

(2) 民事信託と登記

ア 信託法14条において、「登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない」と規定されており、「当該財産が信託財産に属すること」を第三者に対抗するには、「信託の登記」をすることが必要

となる。

イ 不動産が信託された場合の登記には、信託を原因とする所有権移転登記（甲区に記載）と、「信託の登記」（甲区記載とともに、信託の内容は信託目録に記載）がされる。

この「信託の登記」は移転登記等と同時に、受託者が単独申請する。

他方、権利移転に関わる移転登記等は、従前権利者と新権利者の共同申請という原則のとおりとなっている。その例外は、不動産登記法100条であるが、これは信託財産の対外的権利者である受託者が、死亡・後見開始等で受託者の任務が終了した場合、即ち、登記義務者として共同申請が期待し得ない場合に、新受託者による単独申請を規定したものである。だとすると、旧受託者について成年後見申立がされない等の場合については、どのように対処するか準備が必要となる。

ウ 典型例の登記事例

(ア) 不動産を信託財産として信託契約した場合は、「所有権移転及び信託」の登記を、「平成〇年〇月〇日信託」を原因として、受託者を権利者、委託者を義務者として申請する。登録免許税は、所有権移転登記は非課税（登免法7条1項1号）、信託の登記は不動産価額の1000分の4（登免法別表第一、1、（十）イ）、ただし土地は1000分の3（租特72条1項1号）となる。

(イ) 受託者辞任・新受託者就任

所有権移転を登記の目的とし、「平成〇年〇月〇日受託者辞任による変更」等を原因として、権利者新受託者、義務者旧受託者で共同申請。登録免許税は非課税（登免法7条1項3号）。

(ウ) 受託者死亡・新受託者就任

所有権移転を登記の目的とし、平成〇年〇月〇日受託者死亡による変更（前受託者 某）を登記原因として、新受託者が単独申請。登録免許税は非課税（登免法7条1項3号）。

(エ) 信託終了・帰属権利者へ帰属

所有権移転及び信託登記抹消を目的として、所有権移転は平成〇年〇月〇日信託財産引継を

登記原因に、信託登記抹消は信託財産引継を登記原因として、清算受託者を登記義務者、帰属権利者を登記権利者として申請。登録免許税は所有権移転登記1000分の20、帰属権利者が委託者の相続人の場合1000分の4、信託の登記の抹消は不動産1個につき1000円。

(オ) 紛争を回避する信託目録の記載方法

信託登記では、帰属権利者の氏名住所は法定記載事項ではない。後継ぎ遺贈型受益者連続信託の場合、信託契約時点で公示される信託の登記において、将来の資産承継者となるべき帰属権利者が明らかにされることは、無用な紛争を惹起しかねないと思われる。

それについて実務的に工夫されてきたのが、契約書の条項を引用するという登記の方法であり、後継受益者、後継受託者等について、そのような登記は実際に行われている。

(3) 民事信託と金融機関の対応

ア 既存債務の受託者への引受を検討すべき場合として、委託者Aがアパートローンを借り入れていた場合が考えられる。

イ 問題の所在は、受託者が所有者となって管理していく以上、賃貸収益からの債務返済をスムーズにするため、受託者自身が債務者となって管理するのが便宜といえるが、どのようにしてそれを実現するかと、そうした場合に弊害がないかである。

ウ 現在の実務においては、受託者Bが、委託者Aから債務引受をすることを、金融機関と協議して実現することが多い。

その場合、免責的債務引受であれば、権利関係は簡明となり、また、委託者の能力喪失後の借換え組み替え等も問題がないので、この点だけでは理想的な処理と言える。

ただし、当該信託財産に係る債務が相続税計算上債務控除の対象となるかという問題について、法律適用上明らかでない問題があると言われている。

重疊的債務引受であれば、この問題は解消されると思われるが、反面、借換えが円滑に行えるのかは、債権者である金融機関と十分な協議が必要と思われる。

受託者が新規に借り入れ、委託者が借り入れていた旧債務を返済するという方法もあるが、この場合はその債務が委託者の相続税課税上の債務控除の対象となるかについて確認が必要となる。

エ いわゆる「信託口座」開設

受託者が信託財産に属する金銭を分別管理するために開設が望ましいとされているのが、いわゆる「信託口座」であるが、その開設に応ずる金融機関は徐々に増えつつあるものの、その口座の法的な扱いについては、今後検討が必要な点も多い。

とはいうものの、受託者においては、少なくとも自らの預金と信託財産の預金を別口座で管理することには努めるべきである。

6 民事信託の活用事例

信託法研究部 部員 野俣 智裕 (65期)

(1) 事例

講座では、いくつかの事例を設定し、それぞれの場面での信託契約書の作成方針等について提案した。ここでは、それぞれの事例と説明内容の概要を記載す

ることとしたい。

ア 高齢者の財産管理と財産保護の事例

(ア) まずは、高齢者の財産管理と財産保護に信託が活用される場面についてである。

賃貸不動産を所有する高齢者で、詐欺の被害に遭わないか息子たちが心配しているという状況を前提に、信託を活用する場合について検討する。

- (イ) 弁護士が信託契約書作成の依頼を受けるのは、委託者、すなわち高齢者が依頼者であるということになる。

しかし、現実には、高齢者の財産管理の負担や、詐欺被害を心配した子世代（受託者候補者）が相談に来る場合が多いのが、民事信託の業務の特性である。

すなわち、子世代が心配する原因となっている何らかの要素があるということである。

ところで、信託契約も契約であるから、契約締結能力が失われている者には、信託を設定することはできない。

したがって、子世代の相談があった場合に、弁護士としては、委託者の判断能力の程度を早い段階で確認することが望ましい。

信託設定能力については、遺言能力とパラレルに考えることができる。

高齢者自身が信託の内容を理解し、信託の結果を弁識できる状態にあることが大前提ということである。

もっとも、軽度の認知症を発症していれば、およそどのような契約も締結できないということではなく、契約の複雑性と認知症の進行具合との兼ね合いの問題である。

- (ウ) 信託契約を作成する場合には、課税関係にも必ず配慮を要する。

当初は委託者と受益者を同一人物とする自益信託として、信託設定時の贈与税課税を回避することが一般的である。

その他、登録免許税や信託契約書作成時の印紙税等についても依頼者から尋ねられることがあるから、最低限の知識を有した状態で相談に臨むことが必要である。

イ 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の事例

- (ア) 次に、後継ぎ遺贈型受益者連続信託について

の検討である。前妻との間に子どもがおり、後妻との間には子がないXを想定し、そのXが、自分が亡くなった後、最初は後妻に自宅不動産を含む資産を活用させ、後妻が亡くなった後には、前妻との間の子どもに資産を譲渡したいという場面を設定した上で、信託の活用を検討する。

- (イ) 後継ぎ遺贈、すなわち、例えばXの遺言に「当初はAに、Aが亡くなった場合にはBに〇〇を相続させる」という内容があれば、その有効性に議論があるところであり、無効であるとの主張も有力である。

- (ウ) しかし、信託法では、後継ぎ遺贈型の効果を発生させる受益者連続信託の設定が可能であることを前提とした規定がある（91条）。

したがって、後継ぎ遺贈型受益者連続信託は当然に有効であり、上記したような場合では、信託を利用すべきである。

ウ 受託者による借り入れ（借換え）の事例

- (ア) 高齢者が、ローン付きアパートを所有しているケースで、高金利で借りているローンがまだ残っているという状況において借換えを行いたいというニーズに対応する信託の利用法について検討した。

- (イ) 不動産を信託財産とした上で、受託者が旧債務について債務引受を行い、更には受託者が金融機関からローンの融資を受けた上で旧債務を弁済する形でローンの借換えを行うというものである。

現在の低金利の状況では、借換えによる金利のメリットが見込まれる場合も多いが、既に高齢になっている委託者では借換えができない場合も多い。

また、不動産を信託財産とする信託契約を締結することで、不動産の管理を受託者に委ね、信託終了時の財産の行方も決めておくことができるということもあり、信託が設定されることがある。

受託者による借入れは、金利上のメリットを見込んだ借入れだけでなく、資産を有効活用するた

めに土地上の建物を建て替える場合や、現状ある資産を売却した上で新たに良い不動産を購入する買替えの場面でも利用が想定される。

現時点で、受託者による借入れに対応している金融機関は限られているが、現実には、このような融資は一部の金融機関では行われている。

- (ウ) 受託者への貸付けを実施している金融機関側から、必ず信託契約に入れるべき条項が指定されることも多い。

また、信託契約書を持ち込んだ場合でも修正を求められることも多いから、公正証書化する前に金融機関に契約書案の確認を求めることが一般的である。

受託者に対して融資を行う銀行もこれから増えてくることが見込まれる。

エ 自己信託の活用

- (ア) 経営者は会社の債務について個人保証をしている場合も珍しくない。

現在は経営も順調だが、先行き不透明である業界の経営者が、将来に亘っての家族の生活を守るために、自己信託（委託者＝受託者の信託）を設定する、という場面を検討した。

- (イ) 信託財産は、委託者の倒産からも受託者の倒産からも隔離されており、委託者個人あるいは受

託者個人の債務の引当てにならない（23条1項、25条1項）。

このことを利用して、信託財産として一定の財産を切り分けた上で、これを家族の生活保障のために利用するということが考えられる。

もっとも、このケースでは、他益信託（委託者≠受益者）でなければならない。

なぜならば、受託者と受益者が一致する信託は1年で終了してしまうからである（163条2号）。また、そもそも、自益信託としてしまつては、受益権の差押えは免れられないため、結局、この信託組成の目的は達成できないので、いずれにせよ、他益信託とすることが必須である。

また、経営が傾いてからの信託設定は、債権者に対する詐害行為（詐害信託）と捉えられるため、あくまでも経営が順調な時期に、贈与税課税を覚悟して設定することが必要なスキームとなる。

- (2) 以上の通り、信託契約書作成の前提としての考え方（信託法の仕組み）を説明した上で、信託の活用場面をイメージして頂くために、様々な事例を設定して説明した。信託のスキームは契約書を作成する専門家の発想によって柔軟に構築可能である。

7 信託契約書作成の留意点

信託法研究部 事務局長 金森 健一（63期）



(1) 民事信託における信託契約書作成の位置づけ

信託契約書の作成は、契約書のチェックや起案に従事する弁護士にとって、民事信託業務の中で最も親和性があるといえる。しかし、一方で、民事信託特有の性質から他の契約関連業務とは異なる点もある。

たとえば、民事信託契約書の締結及びその支援は、民事信託による財産管理の起点にすぎないという点で

ある。民事信託契約書の締結までで業務は終わりと捉えられがちであるが、信託当事者である受託者及び受益者からすると、そこから信託が始まるのであり、信託による権利義務が発生する。受託者が担うべき事務もある。受託者による事務と義務の確実な履行が信託の目的を達成するためには欠かせないことにご留意いただきたい。

(2) 契約書の意義と機能

信託契約は、諾成・無要式の契約であるため、口頭でも成立するのであり、契約書作成は法律上の要件ではない。しかし、民事信託契約の場合には、次の理由等から契約書を作成するのが通常である。

- ① 民事信託契約では、条項数が多くなる傾向があることや、受託者の属性・性質により許容可能な負担の範囲が異なることから、内容を書面により明確化する必要性は高い。
- ② 民事信託契約では、「別段の定め」の有無で要件の内容が影響を受け、法的効果の発生不発生が左右されるため、別段の定めについて「言った」「言わない」は避けなければならない。
- ③ 民事信託に関する訴訟において、上記①及び②の合意内容どおりの信託が設定されたことの証拠として民事信託契約書を利用できる。

(3) アドバイスとヒアリング

ア 利用にあたって当事者に注意を促すべき事項

民事信託契約の締結により、その当事者は委託者、受託者又は受益者となり、それぞれ権利を取得し、義務を負うことになる。民事信託の利用者は、認知症対策や、遺言では難しい相続対策が可能となるといったメリットのみに目が行きがちである。民事信託の構造や、民事信託契約の締結により何が起きて、また、どのような負担が生じるのかも事前に説明するべきである。説明すべき事項として次のようなものが挙げられる。

a 信託の仕組み（権利移転、受託者の義務、信託の目的）

信託自体を説明することになるが、まず、目的財産の権利（多くは所有権）が移転すること、受託者は法律や契約に定められた義務を負うこと及び受託者による信託事務の遂行は信託の目的に制限されることを説明すべきである。受託者への権利移転が利用者のニーズに合わないこともある。たとえば、有価証券投資が趣味である高齢者の場合、信託して受託者が指図に従って発注するということも仕組みの上では可能であるが、自分で発注したいと

の意向が強い場合には信託の利用に適さないことになる。

b 所有者責任

受託者は目的財産の権利移転を受け、その権利者となる。たとえば、不動産を対象とする場合には受託者が不動産の所有者となる。これにより、受託者は、土地工作物の所有者責任（民法717条）の責任主体や、賃貸不動産の場合の賃貸人となる。

c 受託者責任

受託者は、目的財産の所有者となり、信託目的の範囲内でその権限を行使し、信託法等が定める義務に基づいて信託事務を行うことになる。受託者の義務に関して留意したいものとして、たとえば次のようなものがある。

(a) 善管注意義務（29条2項）

信託法は、別段の定めによる義務の軽減を許容している。しかし、遺言執行者（民法1012条3項・644条）や成年後見人（民法869条・644条）等他人の財産を管理すべきとされる者は善管注意義務を負うとされている。善管注意義務を負うとしても、民事信託の受託者が信託銀行と同じ程度の重い責任を負うことになるとは考え難いため、安易に軽減する旨の定めをするべきではない。

(b) 忠実義務（30～32条）

受託者は、信託事務の処理その他の行為をするに当たって、受益者の利益を犠牲にして、自己又はその利害関係人の利益を図ってはならないという義務である。たとえば、受託者が委託者兼受益者と同居している親族である場合に検討が必要となる。利益相反行為と競合行為の禁止を解除するための要件や、当該行為を行った場合の重要事実の報告義務についての取り扱いも検討事項である。また、委託先となる資産管理会社の代表者が受託者候補である場合も利益相反行為に該当するおそれがあるため対応を要する。

(c) 公平義務（33条）

受益者が同時に複数の場合（たとえば、委託者兼受益者である高齢者の死亡後の受益者が、配偶者と子どもである場合）や、異時で複数の

場合（受益者連続信託等）がある。受託者が板挟み（場合によって利益相反）になった場合の指針を定めておくことで公平義務違反が生じるのを防ぐ必要がある。

(d) 分別管理義務（34条）

金銭の分別管理をどのようにするかが当面の実務上の最大課題である。「民事信託預金口座（信託口座）」の各金融機関の商品性を確認した上での契約書起案が必要になる。

(e) 委託先の選任・監督義務（35条）

たとえば、委託者兼受益者の資産管理会社が従前から不動産の賃貸管理をしており、信託後もこれを継続する場合の対応を検討すべきである。

(f) 信託事務処理状況の報告義務（36条）

監督機能の前提であり契約により排除することができない（92条7号）。

(g) 帳簿等の作成等、報告及び保存の義務（37条）

作成及び保存は強行規定であり免除することはできない。一定の場合の税務署への提出が求められる法定調書の作成のためにも必要である。特に収益不動産の信託の場合に計算規定をどのように定めるかが検討事項となる。

d 信託財産責任負担債務

受託者が信託事務として新規借入をしたり、委託者の債務を引き受けたりする場合に、受託者が負う債務は、信託財産だけでなく固有財産に属する財産も引き当てになる。当事者の意思、とくに受託者の意思（「預かる」）とは乖離が大きい点である。信託財産限定責任負担債務で融資する金融機関はあまり聞かない。

イ 主なヒアリング事項

民事信託契約書を起案するにあたり、把握しておきたい事項として、信託に望むもの（ニーズ）や意向のほか、次のようなものがある。

(ア) 信託財産の種類

信託の対象としたい財産の種類により、信託財産に属する旨の對抗要件（14条等）や分別管理（34条）の各方法が異なる。現時点で実務上、それらを備えることができるかという制約がある。とくに、

金銭については預金口座が民事信託に対応していることが望ましく、上場有価証券については証券口座が民事信託に対応していることが必要である。たとえば、口座開設に対応できる証券会社の当てがないにもかかわらず上場有価証券を信託財産目録に記載しても信託の効力が発生しないことになりかねない。

(イ) 関係者

親族法、相続法の分野からの留意が必要な親族関係と、信託の運営をサポートすることができる支援者がいるかどうかを確認しておくべきである。支援者が不在の場合には、自ら担うことができる部分は業務となるし、他士業に任せるべき部分については適切な者を紹介して対処する。

親族関係については、①委託者となる財産所有者は誰か、②委託者の親族関係やその相続人は誰であるか、③受託者（新受託者）や受益者代理人の候補者はいるか、④受益者としていたい人は誰か、⑤信託終了時に財産を引き渡したい人は誰かなどを確認するべきである。

また、たとえば、不動産の場合の信託には、登記申請代理を依頼する司法書士や、税務署へ提出すべき書類作成や帳簿管理を行うべき税理士等、その民事信託当事者をサポートする専門家がいます（存在だけでなく適格性も）確認しておくべきである。資産規模が大きい依頼者であればあるほど懇意にしている専門家がいます可能性が高い。その者に無断で実行した場合、後で信託が取りやめになることも考えられ、その場合最も損失を被るのは依頼者である。そのようなことにならぬよう十分に配慮すべきである。

(ウ) 取引している金融機関、債務の有無、借入予定の有無

民事信託にとって、民事信託預金口座の開設や借入債務の処理等、金融機関とのつながりは避けることができない。一方、対応は金融機関ごとに区々である。また、借入予定がいつであるかにより契約書の起案対応が変わってくることもあるため、スケジュールも気をつけなければならない。

(4) 民事信託契約書起案上の留意点の一例

ア なぜその条項を置くのかを意識する

書籍に書かれた民事信託契約条項例は、定め方の参考にはなるものの、一定の事案に対する解決案の一つを示したものにすぎない。条項例をそのまま利用することができるか、アレンジが必要かは、依頼者の個別事情と起案者の判断により決まるものである。民事信託契約の起案から締結に至るまでの間に、公正証書作成の際の公証人や信託口座開設の際の金融機関等に対し、その条項を定めた理由の説明や、ある条項を削除・変更することを求められることがある。説明するにしても、要請に応じるにしても拒絶するにしても、「理由」「根拠」がなければそれが叶わない。

条項を置くべき根拠となりうる類型には、①信託の成立要件、②デフォルトルールの変更、③リスク対応、④民事信託であることによる配慮などが考えられる。

イ 配慮したい利害関係者（とくに口座開設、公正証書）

民事信託契約書の起案は、前述のとおり、公証人や金融機関との交渉が必要になる場面がある。とくに金融機関は定まったルールが未だ見えない状況で口座開設対応をしている。そのような状況で、依頼者のみを窓口に通わせるような対応は、依頼者にとっても金融機関にとっても好ましくない。依頼を受けた弁護士がこの場面においても自らの起案に対する「根拠」をもって臨んでいただきたい。

8 最後に

民事信託における基礎と実務の概要は以上ご説明したとおりですが、民事信託分野においては、これ以外にも様々な課題があります。例えば、法解釈の分野でいえば例えば信託と遺留分の問題や、社会環境の問題としては信託口座が開設できる金融機関がまだまだ少ないなどの点です。

民事信託は、後見制度とならび財産管理を行うことができるとともに、遺言と同様に財産の承継も実現することができるとても有益な制度です。一般市民にとって、より多くの選択肢が存在することが有益です

ので、弁護士としては、後見制度や遺言とともに、民事信託という選択肢を提案できるようにしなければならぬと考えています。

信託法研究部では、以上のようなテーマを、原則として毎月15日の午後6時30分から8時まで、弁護士会館にて研究をしています。また、当部では、税理士などの実務家を招き、最新の論点について議論を行うこともあります。民事信託、家族信託にご興味がある方、実務上の運用方法を知りたい方は、東京弁護士会業務課（TEL：03-3581-3332）までご連絡ください。

INTERVIEW：インタビュー



東京弁護士会 前年度会長

安井 規雄 会員

毎年恒例の前年度会長のインタビューです。当会の監事、財務委員会委員長、財務担当副会長等を歴任された財務問題のエキスパートである安井規雄前年度会長に、財務問題を中心に会長としての1年間を振り返っていただきました。いつも和やかで笑顔を絶やさない前向きな姿勢や、事務局職員に対する優しい心遣いなど、インタビューを通してあらためて安井会員のお人柄に強く惹かれました。

聞き手・構成：小峯 健介

—— 1年間の会長職、お疲れさまでした。「すべての市民の人権が等しく保障される社会に」と、3つの「守る」（「人権を守る」、「平和を守る」、「弁護士自治を守る」）をスローガンに掲げられておりましたが、いかがでしたでしょうか。

私の執行部は、6名の副会長、チェックする立場の監事2名で1年間やってまいりました。2018年度は2名の女性の副会長がおり、「チーム安井」としてみんな頑張っていたいただきました。本当に一生懸命やった執行部だったと感謝しておりますし、職員の皆さん方においてもご協力いただきましたことにあらためて感謝申し上げます。

—— 特に力を入れてこられたのはどの点でしょうか。

柱が3つ、1つ目はいわゆる「弁護士の活動領域の拡大」、2つ目は「若手会員へのサポート」、3つ目は「3つの守る」。「人権を守る」、「平和を守る」、そして、「弁護士自治を守る」、この3つを中心に力を入れてきました（詳細は、LIBRA2019年1月号2頁～3頁*1、2019年3月号14頁～23頁*2参照）。

—— いよいよ「貸与制世代」への貸与金の返還が始まりましたが、貸与制世代へのサポートとしてはどのようなことをされたのでしょうか。

2017年度から議論をしてきており、我々もそれを引き継ぎながら、さらに発展させてきました。

1つ目は、いくらかでもいいから給付をしようという案もありました。しかしながら、財政的な問題から、それは無理なのではないかということになり、最終的に我々の執行部で決めたのは貸付制度です。日弁連でも貸付制度はありますが、当会では要件を比較的緩やかにして、貸与制世代の会員が利用しやすい制度にしました。

2つ目は、研修の受講料が当会では有料となっているので、若手の会員にはそれを無償化できないだろうか検討しました。

3つ目は、OJTをより充実したものとするために、既に行っている「まちかど法律相談」や「駆けつけ相談」などの中に、若手会員を参加させることにしました。

4つ目は、65期以降の若手会員の会費を2000円減額することを新執行部に引き継ぎました。

* 1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019_01/p02-03.pdf

* 2 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2019_03/p14-23.pdf

—— 同性パートナーを持つ職員にも福利厚生が適用されるように事務局職員の就業規則を変更されたということですが、どのような背景があったのでしょうか。

今、性の問題がいろいろ取りざたされていて、LGBTなどいろいろなケースがあると思います。こういう問題については、おそらく昔からもあったと思いますが、今やそれが普通になってきています。そこで、そういうことを念頭に置きながら、まず職員の皆さん方に対して、こういう制度をつくらうということで作りました。

—— 障害者雇用についてはいかがでしょうか。

法律で障害者を何%か雇用しなければならないということになっています。当会にて調査をしてもらったところ若干少なかったのです。障害は、背が高い人、低い人がいるのと同じように、1つの特徴でしかないのではないのでしょうか。そういう特徴でもって区別をしたり、差別をしたりすることは、正しいことではなく、平等に対応すべきだと思います。法律でそう定めてあるからということではなくて、もっと積極的に、そういう方々も我々の職場の仲間に入ってもらい、仕事をしてもらうということは大事なことだと思います。

—— 会長就任以前から会派の被災地訪問企画に積極的に参加されるなど、震災復興への思い入れは強いのでしょうか。

当会は、8年前震災によって保護者を失い経済的に困難な事態に陥った高校生140人に対し、愛知県弁護士会と福岡県弁護士会の協力を得て、一人あたり毎月1万5000円を給付する制度を設け、これを実施しました。8年前ですから、当時の高校生はもう成人となっており、そういう人たちを集めてシンポジウムをやったらどうかということで企画をしました。福島県立磐城高校合唱部の皆さんによる合唱もあり、盛会のうちに終わりました。

—— 当会の監事、財務委員会委員長、財務担当副会長をご経験され、財務事情に精通されていると思います。当会の財務状況について教えてください。

歴代の会長も財務の問題について触れていて、これについては避けて通れないですが、我々のところではもっと避けて通れない事情がありました。それは、会費の値下げの問題などです。

若手会員の会費を2000円減額する案の検討においていろいろなシミュレーションをしました。会費を減額するということは、今まで予定していた会費が入らないということになるわけです。そうするとそれをどこかで補わなければならないということになると、剰余金を食いつぶすということになるのではないかと、シミュレーションを何回もやりました。

そこで、財政改革実現ワーキンググループを設置して、財務の議論を深めていき、貸与制世代の皆さん方をはじめ若手会員の会費を2000円減額するというのを新年度の執行部に引き継ぎました。

財務の問題については、一般会計、特別会計、法律相談の問題、公設事務所の問題、いろいろあると思いますが、聖域を設けずに議論していただき、当会財務の改革を実現してもらいたいと思っています。

—— 弁護士会の活動には無駄が多いと感じますが、いかがでしょうか。

そういう指摘はあると思います。我々弁護士の使命からしますと、自分の事務所を経営できればいい、ということだけではないと思います。すなわち弁護士には、国民の基本的人権を守り、社会正義を実現するという使命があります。それがほかの団体との大きな違いでもあるのではないかと思います。

誇りを持って、我々はこの使命をもっと自覚する必要があります。

—— 現在、弁護士を取り巻く経済環境が厳しくなってい

* 3：2019年3月30日開催「子どもたちとの絆。そのとき、子どもたちに必要な支援。—東日本大震災から8年、改めて子どもの支援を考える。—」

る中で、いろいろな活動（たとえば、憲法改正反対運動など）に会費を使ってもよいのかと疑問を感じる会員も少なくないのではないかと思います。

たしかに、そういう指摘はあります。もっと我々の業務拡大のためにお金を使ってもらいたいという話に行きがちかもしれません。考えはいろいろあると思いますが、憲法改正が恒久平和主義や立憲主義に反する方向に向かった場合、国民の平和な生活はどうなるのか。国民の基本的人権を擁護し、社会正義を実現するとの弁護士の使命からして、国民に問題点を指摘していくという公的活動は大事だと思います。

—— 職員の業務の効率化、残業の抑制に努められたというお話ですけど、どのような内容でしょうか。

1つは職員研修を実施しました。生産性の向上ということから、「TPP」（東京弁護士会プロダクティビティープロジェクト）という名前を付けてやりました。職員の皆さんを集めて、小さなグループをつくりまして、効率化をするためにはこうやったらいいのではないかとということを討論して各グループの代表から発言してもらう。このようなことをやることで職員の皆さんの意識改革をやりました。

もう1つは、職員の残業が多い点についてです。水曜日が「ノー残業デー」とされています。けれども、徹底化されていなかったんで、せめて1週間に一度は定時に仕事を終えて、みんな家庭に帰って、体を休めて、家庭サービスをしよう、そういう日をつくろうではないかということで、「ノー残業デーの徹底化」に努めました。残業をするかしないかということよりは、職員の皆さん方に職務の効率化についての意識を持ってもらうことが大事かなということで、実行しました。

さらに、いろいろな不満とか言いたいことがあると思うのです。非常にクラシックかもしれませんが、それでも、「めやす箱」と「めやすい箱」を設置しました。職員の皆さん方には「めやすい箱」、会員の皆さん方には「めやす箱」に意見を入れてもらうようにしました。

—— 毎朝、事務局職員の方に挨拶をして回られていたというお話をお伺いしました。

副会長のときもそうだったのですけれども、今も思うのですが、いかに役員に優秀な会員が就任しても、職員の皆さんの協力なくして当会の会務の執行はスムーズに進まないと思います。やはり職員の皆さん方が熱意を持って、一生懸命職務に従事してもらうことが大事と思うんですね。

コミュニケーションが大事だと思い、毎朝8時40分、45分ぐらいに会館に来て、9時のチャイムが鳴るとともに、会員課から始まって、「おはようございます、今日もよろしくお願いします」と館内をずっと回って歩くんです。6階を回り、7階に階段で上がって、今度はそこから階段で下りて、4階に行って、朝の挨拶回りをしました。

—— 毎月1回の事務局職員のミーティングでは、「今月の一言」を述べられていたというお話をお伺いしました。

職員の方とのミーティングが月に1回あります。我々はみんな仲間なんだよ、派遣やアルバイトやパートや嘱託を含めて、当会で働く皆さんに対し、「今月はこういうテーマ、目標で頑張りましょう」と話をして、何とか年12回クリアできました。

—— 新聞報道等によりますと、法曹養成制度が大きく変わろうとしているようですが、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」なるものが破綻していることは明らかではないでしょうか。

たしかにそういう指摘もあるかもしれませんが、いろいろな社会経験を経た人に法曹界に入ってもらいたいというのは、間違っていないと思います。法曹志望者が激減しており、直さなければいけないところもあると思います。常にチェックしながらより良い制度にしていく必要があると思います。

—— 弁護士の会務活動に無関心という会員も少なくないと思います。特に近時は、弁護士を取り巻く経済環境

が厳しくなっておりますので、会務活動にエネルギーを割く余裕のない会員も少なくないと思います。今後ますます会務活動離れが進んで、いずれ弁護士自治が成り立たなくなる日が訪れるのではないかとともに思います。

そういう指摘はずっと昔からありますね。ただ、私が思うには、一日24時間あるわけですね。24時間でも使えるのは12時間ぐらいかもしれません。それを100%としますと、7割もしくは8割ぐらいは自分の仕事やプライベートな時間にあてて、残りの2割、3割ぐらいを弁護士会の活動にシェアしてもよいのではないかと思います。

弁護士は、国民の基本的人権を守り、社会正義を実現するんだという崇高なミッション（使命）を負っており、このことから、弁護士自治を与えられているわけですね。そういうことから考えると、会務活動に時間を費やすことは大事なことだと思います。

—— 弁護士人口が増えて、たとえば、法テラスなど報酬単価の低い事件の割合が相対的に増え、会務活動にエネルギーを割く余裕もないという会員も少なくないのではないかと思います。そう考えたときに、理念だけではうまくいかないようにも思うのですが。

そうですね。たしかにそういう問題があって、歴代の役員が一番悩むところだと思うのですが、やはり会務活動の重要性について地道に理解を求めていく以外にはないのではないのでしょうか。そこを諦めてしまったら、弁護士自治が瓦解というか、ぐらぐらと揺らいでいってしまうと思います。若手対応としては、当会にクラス別研修があります。このような研修を通じて理解を求めていくことも必要かと思っています。

—— 副会長時代のLIBRA2005年11月号*4に、「夢ある弁護士会に」という記事を書かれておりますが、現実はいかがでしょう。

夢を持てるような弁護士会でなければいけないと思

いますね。自分たちの仕事をしっかりすればそれは社会のためになっているんだということを、法曹を志望する人に理解してもらえるように、我々は日々努力していく必要があるのではないのでしょうか。

—— 会長の要職を終えられて、今後の抱負をお聞かせください。

一会員に戻りましたので、若手の会員の皆さん方に個人でサポートできることがあれば、たとえば、何かの講座など、こぢんまりしたものでもいいと思うので、できればやってみたいと思います。

—— 若手会員に向けてメッセージをお願いいたします。

夢というのは自分でつくっていくものだと思います。与えられるものではないと思います。夢があるからこそ進歩があるのではないかと、成長があるのではないかとと思うので、ぜひ、夢、目標といってもいいかもしれませんけれども、夢を持って頑張ってもらいたいと思います。

—— 中堅会員やベテラン会員に向けてもメッセージをお願いいたします。

組織というのは、若手、中堅、先輩、大先輩がうまくコラボレートして、調和が取れていることが大事だと思います。若手の弁護士は先輩からいろいろ教わって、先輩の弁護士、中堅の弁護士は、若手弁護士からエネルギーをもらうということで、うまくコラボレーションが取れたらいいと思います。

—— 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

プロフィール やすい・のりお

1982年修習終了(34期)。東京弁護士会監事(1994年)、東京弁護士会副会長(2005年)、財務委員会委員長、合同図書館委員長、運動会実行本部本部長代行、司法修習費用給費制維持緊急対策本部副本部長、日本弁護士国民年金基金常務理事、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長(2018年)等を歴任。

* 4 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2005_11/libra0511_p17.pdf

新執行部始動！

初動は全力疾走で

4月の新執行部のスタートから1ヶ月余りが経過しました。しかし、新執行部は篠塚会長の全力疾走のかけ声の下、3月の引き継ぎ期間から事実上活動をスタートしており、実感としては2ヶ月以上経過したように感じます（本年5月10日現在）。

理事者の1日は、午前9時ころには理事者室に出勤し、会議や稟議・回覧文書の確認、担当分野の職員との相談などが始まります。弁護士会の活動分野の広がりや、委員会等の会員の活発な活動を反映して理事者の担当する会務は極めて多く、6人の副会長がそれぞれ30以上の分野を担当しています。そのため、理事者会を週2回開催しても処理しきれないほど多数の議事項目があります。議事項目が多いと職員にも負担をかけることになるので、うまく合理化する方法がないか考えています。

私の担当分野についていえば、残念ながら網紀・懲戒関係の案件が連日のように稟議・回覧されてきます。弁護士に対する期待と関心の反面、依頼者や相手方当事者等から厳しい目が向けられていると感じます。ちなみに、市民窓口の電話相談に理事者自ら対応することも多いのですが、依頼者からの苦情の多くは弁護士とのコミュニケーション不足によるものと思われます。弁護士がサービス業であることを自覚し、依頼者との信頼関係を維持することが網紀懲戒を回避するための基本といえます。

憲法問題への取り組み

4月と5月の東弁の対外的メッセージは、入管収容者の生命と健康の軽視に抗議する会長声明と憲法記念日及びこどもの日の各会長談話でした。5月3日の憲法記念日には篠塚会長、安井前会長を先頭に東弁主催の

副会長 中西 一裕（42期）

主な担当業務
資格審査会、懲戒、網紀、総会、常議員会、総務、人事、入退会、司法協議会、弁護士倫理、人権賞、合同図書館、不服審査等



有楽町宣伝行動を行い、憲法改正問題などを訴えました。また、こどもの日の会長談話は初めてのものが、児童虐待が社会問題となっており時宜を得たものだったと思います。

さらに、6月6日の定期総会には、国籍を問わず司法委員や調停委員に選任することを最高裁に求める決議案を提出しました。過去にも会長声明や意見書で意思表明してきたこの問題をあらためて総会で決議し、国籍による不当な差別の是正を強く求めたものです。

会費減額と財務問題

さて、今期の執行部は急きょ浮上した財務問題への取り組みを重要課題としています。昨年12月以降、二弁と一弁が会費の全会員一律2000円減額を決定したことを受け、前執行部においても会費減額を検討したのですが、東弁の財務状況から困難なことが判明し、前年度の決算を検討したうえで、6月6日の定期総会で65期以降の会費減額を提案することとなったのです。司法修習を終えた第71期の新入会員数は本年初めて一弁を下回り、新入会員の減少に歯止めをかけるためにも財務状況の改善は急務の課題といえます。

そのため、本年3月には、前執行部において本年度予算を可能な限り圧縮したうえ、財務全般の見直しを行うワーキンググループの設置を決定しました。当面の経費削減策として、運動会等の予算計上を見合わせたほか、6月6日の定期総会では議案書の電子提供を可能とする会規改正案を提出しました。

このように財務状況の改善に取り組みつつ、会内外から期待されている公益的活動や委員会活動等は引き続き充実させるよう努力したいと考えていますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2019年2月22日 開催 東京家庭裁判所委員会報告

「家裁70周年その歴史と理念」

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 大竹 寿幸 (57 期)

2019年2月22日に開催された家庭裁判所委員会は、NHK解説委員の清永聡氏をお招きしてご講演いただきました。今回の講演内容は家裁の歴史を全く知らなかった私にとって極めて興味深い内容でした。そこで講演の題材となった清永氏の著書「家庭裁判所物語」(日本評論社)を読ませていただきました。

講演は、戦後の貧困・混乱の中、家裁創設に関与した宇田川潤四郎、内藤頼博、三淵嘉子の人柄・活躍を紹介しながら進められました。

戦争直後で住居・食料が不足していた当時、日本への引揚者は600万人を超え、戦争で両親をなくした戦争孤児は約12万人もいたと言われています。しかし保護施設は1万5000人分しかないので、多くの児童が浮浪児となり、街のいたるところで野良犬のように横たわっていたそうです。政府は浮浪児の保護取締を徹底しようとしたのですが、施設に保護されても定員の3倍もの児童が押し込まれたため脱走児童が多く、戦争孤児のおかれた状況は、まさに現代のホームレスと同じ状況でした。

宇田川潤四郎は、妻と3人の子どもと一緒に満州から引き揚げてきて、日本の児童の状況を目の当たりにしたのでした。

家裁の前身は、地裁支部としての家事審判所がありましたが、最大の東京家事審判所でさえ東京弁護士会の講堂を借りざるを得ない状況で、少年審判所は司法省管轄の行政機関であるうえ、少年事件の扱いはまず検察官が判断することとされていました。ところがGHQが家事審判所と少年審判所を一緒にした独立の裁判所を設けるようにと指示したのが家裁誕生の直接の契機でした。

宇田川潤四郎は、引揚後まもなく京都少年審判所の所長に就任し、施設も人手も不足している中で、自ら大学に足を運び、学生に呼びかけて、児童の相談にのってもらい、非行防止の指導(保護観察)をしてもらうBBS運動(Big Brothers and Sisters Movement)をスタートさせました。また、京都に少年保護施設を作るために敷地を自ら探し、宇治少年院を開設しています。そのバイタリティーあふれる人柄とリーダーシッ

プが評価され、1949(昭和24)年1月1日の東京家裁誕生とともに、最高裁家庭局長に就任し、調査官制度の創設、学者を含めた研究会の開催など、家裁運営の様々な施策を進めていきました。「家庭に光を少年に愛を」という標語が決まり、これは掛け軸にされしばらく家庭局長室に飾られていたそうです。

清永氏が「家庭裁判所物語」を執筆することになったきっかけは、2000年代に4回にわたって大きな見直しが行われた少年法改正でした。同氏は、当時司法記者クラブの裁判所を担当していた際、相次ぐ少年法改正により少年法の理念が失われるのではないかと疑念が生じ、親しくなった裁判官に疑念をぶつけました。するとその普段は穏やかな裁判官が語気を強めこう答えたそうです。

「少年審判を行う現場は、多少法律が改正されても、少年の立ち直りと健全な育成を忘れていない。もしも、教育的機能が少年審判から全て失われたならば、家庭裁判所が存在する意味はない。そして家庭裁判所の人々は打たれ強くしたたかだ。」

清永氏はこの言葉に示されるヒューマニズムが根底に流れる司法機関がどのように生まれたのかを知りたいと考えたのでした。「家庭裁判所物語」の中では、少年法の適用年齢を引き下げる改正案に対する昭和40年代の議論が紹介されています。首相が少年法改正に言及し、法務省が改正を推し進めようとするのに対し、最高裁が改正案に反対した様子を記載したくだりはまるでドラマを見ているようでした。

紙面の都合上、講演及び書籍の内容をすべてご紹介することはできませんので、是非「家庭裁判所物語」をお読みいただきたいと思います。おすすめです。

今回は、2019年7月12日、テーマは「外国人の家事事件」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第92回 「9条の2」加憲案と弁護士会の広報活動

憲法問題対策センター副委員長 平 裕介 (61 期)

安倍晋三首相（自民党総裁）は、2019年5月3日の憲法記念日に先立ち、同月1日、産経新聞の単独インタビューに答え、「自民党は憲法改正の旗を掲げ続けている。…わが党の中にも改憲に反対する人がいたが、その余地はなくなった」などと話しつつ、「スケジュールありきではなくて、しっかりと憲法審査会でまず議論していただきたい」（同月3日産経新聞1面）と語っているが、他方で、同月3日には、改憲派の集会に寄せたビデオメッセージで、『2020年を新しい憲法が施行される年にしたい』と申し上げたが、今も気持ちに変わりはない」（同月4日同新聞5面）とし、憲法改正に意欲的な姿勢を示している。2020東京五輪の年に改正憲法を施行したいとの「気持ち」と「スケジュールありきではなく」が真に両立するのかはさておき、今、すべての国民が改憲の問題点について真剣に検討し、活発な意見交換をする時期にある。

憲法改正について検討や議論等をするには、その前提となる情報を市民が共有する必要がある。この点に関し、例えば、東京弁護士会は、2019年2月12日、同会のウェブサイトで「いわゆる『9条の2』改憲案について、立憲主義の理念と恒久平和主義及び人権保障の観点から問題点を指摘し、懸念を表明するとともに、国会に対し熟議を求める意見書」を公表した。いわゆる「9条の2」改憲案とは、「9条の2 前条〔9条〕の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」というものであるところ、同意見書は、この改憲案が、①恒久平和主義を後退させ、②立憲主義の理念に反し、③9条1項2項を実質的に死文化させる、というおそれを生じさせ、加えて④自衛

隊の実質的な変容を認め、⑤市民の人権制約の危険を高める旨の意見の理由を示しており、主権者である国民がこのような問題点を十分に把握する必要があるなどとしている。

ところで、意見書を読む（法曹ではない）市民の方々の側に立ったとき、「問題点を指摘し、懸念を表明し、国会に熟議を求める」といったメッセージよりも、例えば、「改憲、反対！」というメッセージの方が分かりやすいという意見も少なくないように思われる（実際に市民の方から、そのような意見を頂戴したこともある）。そして、判例（最二小判平成10年3月13日自由と正義49巻5号210頁等）の立場を前提とする限り、後者のようなメッセージ（意見書）を対外的に発信することも、弁護士法等に違反するものではない。しかし、当会があえて前者のような意見を発信しているのは、当会内の会員（弁護士）の多様な意見や、会員の思想信条等にも配慮したからであり、適法であるだけではなく、より妥当に会員の意見集約等を図った結果なのである（なお、適法・違法を区別する基準とは別に妥当・不当の基準を模索する拙稿として、「行政不服審査法活用のための『不当』性の基準」公法研究78号239頁（2016年）等）。とはいえ、このことが原因で、結局、何が言いたいのか分かりにくいと思われることもままあるだろう。

そこで、当会としては、できる限り多くの市民の方々が憲法改正の問題に関する前提情報を共有することができるよう、様々な広報活動を展開しており、その一環として、毎月1回、街頭での広報活動を行っている。本年の憲法記念日も、有楽町駅前前で弁護士らがマイクを持ち、上記の各問題点を分かりやすく丁寧に説明し、併せてパンフレットなどを配布した（私もこの活動に参加した）。私自身も、これからもより多くの方々に、私たち市民を守る日本国憲法のことを分かりやすく伝えていきたいと考えている。

も っ と 知 ろ う よ ! オ キ ナ ワ !

第22回 沖縄県民投票で問われる本土の人々と日本の民主主義

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 神谷 延治 (60 期)

1 はじめに

米軍普天間飛行場の移設に伴う「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」(以下「県民投票」という)が2月24日に沖縄県で実施された。

県民投票の実施に反対する自治体があったものの、「辺野古」県民投票の会*1(代表元山仁士郎氏)を中心に市民を主体とする運動に「新しさ」があり、特に「沖縄の未来」を担う若い世代の人たちの行動やひたむきな姿が多く共感を呼び、全市町村での投票実施が実現した。

2 辺野古埋立て「反対」7割超 —全市町村で反対多数

県民投票は、投票率52.48%(投票総数60万5385人/投票資格者総数115万3591人)、「反対」が72.15%(43万4273票)、「賛成」が19.1%(11万4933票)、「どちらでもない」が8.75%(5万2682票)という結果であった*2。

反対票は、沖縄県知事(以下「知事」という)が「結果を尊重」する義務が生じる「投票資格者総数の4分の1」を超え、内閣総理大臣及び米国大統領に結果が通知された。

3 県民投票の結果を どのように評価するか

辺野古米軍基地建設のための埋立てに争点を絞って賛否を示す初の投票であり、シングルイシューにつ

いて「反対」の民意が明確に示されたことは、極めて重要である。とりわけ、県知事選で玉城デニー知事が獲得した過去最多得票数(39万6632票)を反対票が上回ったこと、宜野湾市と名護市において「反対」が半数を超えたこと*3は、注目に値する。

これに対し、投票率が低く、反対票が投票有資格者総数の約37.6%に過ぎないから、「民意ではない」として、県民投票の意義を矮小化する主張も見られた。しかしながら、様々な悩みがあって投票できない沖縄の人たちの複雑な心情や現実があるなかで、投票率が目標の50%を超えたことは評価できる。投票者の7割超が「反対」したことは重く、これを「民意ではない」と言い切ることは困難である。

4 県民投票を求めるに至った背景 —要因とその意義

(1) 民意を具体的かつ明確にする

2016年の不作為の違法確認訴訟の高裁判決*4では、沖縄には辺野古米軍基地建設に反対する民意があり、「沖縄県の特長事情に基づくものとして十分考慮されるべきである」が、普天間飛行場等の負担軽減を求める民意に反するとは言えず、各選挙結果などからも、「二者択一の関係にあることを前提とした民意がいかなるものであるか証拠上明らかではない」と判断された。このように裁判で民意を相対化されたことから、これを裁判官も否定できない「明確な事実にする」ことの必要性・重要性が認識された。県民投票は、上記判決にこたえ、辺野古米軍基地

*1:「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票を実現するため、沖縄の学生、若者、弁護士、司法書士、経営者、戦争体験者、働くパパやママなど、様々なバックグラウンドを持った人たちが参加している団体」(「辺野古」県民投票の会「2.24 GO! VOTE OKINAWA 県民投票ガイドブック」12頁)。2018年4月16日設立、2019年3月26日解散。

*2:『琉球新報』2019年2月24日電子号外、同2019年2月25日電子版、『沖縄タイムス』2019年2月25日電子版

*3:宜野湾市:投票率51.81%、「反対」66.8%、「賛成」24.4%、「どちらでもない」8.8%|名護市:投票率50.48%、「反対」73.0%、「賛成」18.0%、「どちらでもない」9.0%(『琉球新報』2019年2月25日電子版)

*4:福岡高裁那覇支部平成28年9月16日判決(平成28年(行ケ)第3号)

建設のための埋立ての賛否を明確にしたことに意義がある。

また、1996年の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票」*5では、これらを合わせた項目への賛否を問うものであったため、当時から「抽象的な要求」という批判があり、結果的に「整理縮小」の名の下に辺野古米軍基地建設が進められた。県民投票は、普天間飛行場の早期返還と辺野古への移設の二者択一を迫るのではなく、辺野古米軍基地建設のための「埋立て」にテーマを絞ることで、民意をより具体的かつ明確にしたことにも意義がある。

(2) 県民のエネルギーを引き出す

現場での運動だけでは工事を止められないという限界も浮き彫りになっていることに加え、現場に行き

たくても行けない多くの県民の苦悩を受け止めてエネルギーを引き出す活動形態がないことから、多くの県民が参加でき、埋立てに反対の民意を明確にする全県的な運動の必要性・重要性が認識されるようにな

った。県民投票には現場に行けない県民のエネルギーを引き出すための運動としての意義がある。

(3) 県民の民主主義的要求

政府が民意を無視して工事を強行するなか、県民の意思を表明したいという欲求が高まり、民主主義の重要性が認識された。我が国の近代史上、国策に抗い、県レベルで反対の民意を示した例はない。県民投票には歴史的な意義がある。

5 問われる本土の人々、求められる公正で民主的な解決

県民投票は、「辺野古への代替施設建設が普天間飛行場の危険性除去（基地閉鎖・返還）のための『唯一の選択肢』だと判断した国策の是非を問うもの」、ひいては「この国に住む全ての人たちに民主主義のあり方を改めて問うもの」（「辺野古」県民投票の会『声明』）であった。

県民投票後、「新しい提案」*6として、「辺野古新基地建設を止め、公正で民主的な解決を求める」陳情が全国の1700余りの都道府県議会と市区町村議会に提出される*7など、民主主義を実践する動きが市民の中から起こっている。県民投票により明確に反対の民意が示された以上、これからは本土の人たち一人ひとりが当事者意識を持ち、日本全体の問題として国民的な議論をすることが必要とされる。

「日本は民主主義の国でしょうか？」沖縄からの問いかけに対し、本土の人たちが応答することが求められている。



「辺野古」県民投票の会のフライヤー

*5：1996年9月8日の「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票」では、投票率が59.53%、「賛成」が89.09%、「反対」が8.54%、賛成票が投票有資格者総数の約53.0%の過半数に達した（沖縄県公文書館ホームページ（http://www.archives.pref.okinawa.jp/news/that_day/4737）、『沖縄タイムス』1996年9月9日朝刊）。

*6：新しい提案実行委員会編『沖縄発 新しい提案 辺野古新基地を止める民主主義の実践』（ボーダーインク 2018年）

*7：2019年2月25日までに、東京都の小金井市及び小平市の両市議会において「新しい提案」の可決を求める意見書が可決されており、沖縄県議会及び那覇市議会において同趣旨の陳情が継続審査となっている（未採択）。そして、同年3月25日、47の都道府県議会と1741の市区町村議会（小金井市及び小平市の両市議会も含む）に宛て同趣旨の陳情が提出された（『琉球新報』2019年3月26日電子版）。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第75回 大阪地方裁判所平成30年5月24日判決

(三洋電機ほか1社事件／労働判例1189号106頁)

休職を繰り返す社員に対し、会社が4回目の休職を認めることなく解雇したことが合理的理由を欠くとはいえず、また、社会通念上相当であるとされた事例

労働法制特別委員会委員 大石 遼 (68期)



1 事案の概要

原告は、被告Y1社に、平成2年4月1日付で期限の定めなく雇用された者である。

平成12年4月19日、原告は自転車による通勤途上で接触事故を起こし、外傷性頸椎・腰椎ヘルニア等の怪我を負い、平成12年6月21日～平成15年4月8日までの間被告Y1社を休職した（1回目の休職）。なお、この間、原告は当該事故に基づく怪我により、後遺障害認定10級・14級の併合認定を受けた。

平成15年4月9日に、原告は被告Y1社の特例子会社であるA社の人事部に出向する形で復職したが、平成16年12月6日から上記傷病を理由に欠勤し、平成17年1月21日～平成20年1月20日まで私傷病休職した（2回目の休職）。

その後、平成20年1月21日に原告は復職し、内勤業務に就いたが直腸がん罹患していることが判明し、平成21年8月6日から休職した（3回目の休職）。この3回目の休職中、原告・Y1社・A社での復職に向けた三者面談を合計2回、原告と産業医との面談を合計4回実施したが、原告は、Y1社から求められた診断書の提出を行っておらず、また、医療情報提供依頼書への署名も拒絶している。

また、平成23年4月にY1社は被告Y2社の完全子会社となった。

平成24年10月25日に、原告はA社に復職（以下、「本件復職」という。）し、同年11月9日より、歩行を伴う業務に従事した。この業務の後、原告からA社に対して体調不良といった報告はなかった。原告は同年11月13日の午後に有給休暇を取得し、以降A社を欠勤した。その後、原告がY1社からの再三の出社の要請にもかかわらず、無断欠勤したことから、同年11月20日付で原告を譴責の懲戒処分とした。

その後、原告は平成25年1月30日の本件解雇に至るまで、一度も出社していない。

Y1社は下記の就業規則32条1項4号に基づき、平成25年1月30日に原告を普通解雇することとし（本件解雇）、原告に対して30日分相当の解雇予告

手当を支払った。

原告は本件解雇について①労働基準法19条1項違反として無効、②労働契約法16条に違反し無効（使用者の安全配慮義務違反）、であるとして、Y1社・Y2社に対する雇用契約上の地位確認請求等を求めて提訴した。このように、本件はY1社に対する事件とY2社に対する事件がそれぞれ存在するが、事案としては、Y1社に対する事件における解雇の有効性を中心に以下解説する。

なお、Y1社の就業規則には以下のような規程が存在した。

第26条（休職基準）

1. 会社は、社員……が次の各号の一つに該当する時は、期間を定めて休職を命ずる。

(1) 業務外（通勤災害を含む）の傷病により就業できない状態が2週間（年休取得日を除く）におよび、引き続き1カ月以上その状態が継続すると認められる（または継続した）時、あるいはこれに相当すると認められる時（私傷病休職）

第28条（再休職）

1. 前条第1項(1)号（私傷病休職）による復職者で、復職後6カ月以内に同一の傷病又はこれに起因した疾病により就業できない状態が通算して14日間（年休取得日を除く）におよんだ時、または、これに相当する時は、前回の休職の継続とみなし、休職期間の更新は行わない。

第32条（退職基準）

1. 社員が次の各号の一つに該当する時は退職とする。
(中略)

(4) 精神または身体上の故障のため、業務に堪えられない時

2 争点

・Y1が原告に対して行った解雇の有効性

なお、本件では、解雇が労基法19条に違反するか、原告のY1に対する賃金請求権があるか、原告とY1との雇用関係がY2に承継されるか等も争点とされて

いるが、紙幅の制約から本稿においては解雇の有効性について検討を行う。

3 裁判所の判断

(1) 労働基準法19条1項違反について

「仮に、原告の腰痛ないしその悪化があったとしても、これらが、被告Y1社ないしA社の業務に起因するものであるとはいえない。」として原告の主張を退けた。

(2) 労働契約法16条違反について

まず、原告が復職を強く希望していたことを認定した上で、「被告Y1社は、被告Y2社から事業再編や余剰人員の削減を迫られていたと認められ、他方、本件復職時点における原告の経験及び就労能力……に照らすと、被告Y1社及びA社において、原告を内勤業務に従事させることは困難な状況にあった」「被告Y1社ないしA社としては、……客観的な状況下において、原告が従事できる業務の範囲を少しずつ見定めながら就労させようとした」とし、「被告Y1社及びA社は、……客観的な状況下において、原告に対し、原告が就労可能であると考えられる業務を可能な限り提示して、復職したいという原告の意向に最大限答えるべく対応しようとしていたと認められる」と判示し、「原告は、通勤や通院自体は、問題なくこなしていたこと……をも併せ鑑みると、C産業医が、原告について、被告Y1社側から提示された業務における復職は不可であるとの判断が示されている……を十分に考慮したとしても、被告Y1社が、A社での外勤勤務で復職させ、従事できる範囲を少しずつ見定めながら就労させようとしたことが、原告に対する債務不履行（安全配慮義務違反）に該当するとまでは認められない」としている。

さらに、Y1社において再度の休職を原告にさせなかったことについても「①原告は、……休職命令の発令を求めているところ、これらの傷病は、原告が、平成12年時点から加療を受けていたものであること、②原告は、……過去2回休職（1回目〔約2年10か月〕

及び2回目の休職〔3年間〕）していること、③原告は、……復職を強く求めていた一方で、本件復職後……僅か7日間勤務しただけで、本件欠勤等の状況に陥っていること、以上の点が認められ、これらの点を総合的に勘案すると、被告Y1社が、原告に対し、4回目の休職を命じることなく、原告が就業規則32条1項4号……に該当するとして、本件解雇を行ったことは、客観的に合理的理由を欠くとはいえず、また、社会通念上相当である」と判示した。

上記判断を前提にその他の原告からの請求はいずれも棄却されている。

4 本判決の検討

(1) 本判決は、自身の傷病を理由に休職を繰り返す社員について、使用者がどの程度までその事情を汲んでいれば、休職させずに、解雇しても安全配慮義務違反等を構成しないか、という点についての判断を示したものである。

(2) この点、そもそもY1社の就業規則上、休職を繰り返す社員についての休職の通算制度が存在していれば、本件の原告を休職期間満了と共に解雇できた事例であったといえる。

使用者にとっては、休職期間の通算制度を就業規則に導入しておくことの重要性を意識させられる事案である。

(3) 片山組事件判決（最判平成10年4月9日）を踏まえれば、本件の原告はそもそも通勤途上の事故で傷病を患っているのであるから、Y2社への配転可能性も考慮すべきとも思える。しかし、本判決の原告は、会社から提示された業務の中からA社を選んでいたり、そもそも過剰な営業業務を行っていなかったりするのであり、これらの点を考慮した結果、本件解雇については社会通念上相当、との判断を下している。事例判断ではあるが、使用者において長期間の休職を繰り返す従業員の解雇の可否の限界について参考になる事案である。

東 弁 往 来

第64回 法テラス茨城法律事務所



茨城県弁護士会会員
辻 唯花 (68期)

2015年12月弁護士登録、東京弁護士会入会。
渋谷パブリック法律事務所で養成を受ける。
2017年1月茨城県弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス茨城法律事務所
(茨城県水戸市)

1. はじめに

(1) 自己紹介

68期の辻唯花と申します。私は、平成28年の1月から1年間、当会の公設事務所として平成30年3月末まで設置されていた弁護士法人渋谷パブリック法律事務所にて養成を受けた後、平成29年1月付けで、茨城県水戸市にある法テラス茨城法律事務所へ赴任しました。

(2) 養成事務所での経験

養成事務所には、多種多様な専門分野をお持ちの先輩方が複数名所属されており、一緒に事件を担当させていただくことができたため、債務整理事件、家事事件、一般民事事件の他にも、外国人に関する事件や金融商品に関する事件など、様々な分野の事件を経験することができました。

2. 茨城県(水戸市周辺)の魅力

私は、現在の事務所へ赴任するまで一度も茨城県を訪れたことがありませんでしたが、約2年半で知った茨城県の魅力をほんの少し紹介します。



偕楽園の梅

まずは、自然が本当に豊かです。たとえば、水戸市にある偕楽園の梅、ひたちなか市にある国営ひたち海浜公園の



あんこう鍋

ネモフィラやコキア、さらに大子町にある袋田の滝などは、自然の美しさと雄大さを感じさせてくれます。

つぎに、食べ物が美味しいです。自然の豊かさに比例するように、素晴らしい農作物が沢山あり、いちご(いばらキッス)やリンゴなど季節の作物を楽しんでいます。また、最近テレビでも紹介されたサザコーヒーもオススメです。

3. スタッフ弁護士としての活動

(1) 茨城県内の法テラスの概要

茨城県内には、地方事務所が水戸にあり、スタッフ弁護士が勤務する法律事務所は、当事務所の他に牛久と下妻にあります。現在、スタッフ弁護士は、水戸3名、牛久1名、下妻2名体制となっており、県北・県央エリアを水戸、鹿行エリアを水戸と牛久、県南エリアを牛久、県西エリアを下妻がそれぞれ担当しています。

(2) 当事務所の概要

当事務所は、地方事務所に併設された、いわゆる本所型の事務所なので、所属するスタッフ弁護士が受任する事件は、基本的に民事法律扶助事件および国選事件になります。

民事事件の内訳としては、債務整理事件が圧倒的に多く、次いで離婚等の家事事件、一般民事事件となっています。

刑事事件は、当番弁護、被疑者国選等が名簿に従って配点され、裁判員裁判事件を受任する場合もあります。

特に、民事事件の法律相談に関しては、平成23年の東日本大震災発生時に適用された災害救助法の対象地域に茨城県の大部分が指定されているため、民事

法律相談援助とは別の「震災法律相談援助」を利用することができます。

この震災法律相談援助は、震災発生時に対象地域に居住していれば、資力要件を問わずに無料で法律相談を受けることができる制度です。

上記(1)で書きました当事務所の担当エリアは、全て対象地域に該当しているので、日々多くのご相談をいただいています。

(3) 関係機関との連携

茨城県内の法テラスの法律事務所に赴任された歴代の先輩方が、行政・福祉・医療機関等の関係機関との連携・信頼関係を築いて下さっており、これらを引き継いで関係機関の方々との連携を深めています。

① 地方協議会

茨城地方事務所および茨城県内に赴任しているスタッフ弁護士全員が共同して、毎年1回、地方協議会を実施しています。

地方協議会は、茨城県内の各関係機関にお声がけをして、例年200名程度のご参加をいただいています。

地方協議会では、法テラスの業務説明および3つのテーマごとの分科会（昨年は成年後見制度、債務整理問題、女性を取り巻く法律問題の3つでした）の実施をしています。分科会では、主にテーマに関連する法制度や手続きに関する説明の後、参加者の方からの事例紹介、参加者全員での意見交換等を行っています。

事例紹介の内容は、どの機関でも抱えている問題であることが多く、弁護士が持っている法律知識だけでは解決できない問題であることがほとんどです。

こういった内容の事例を参加者間で共有し、どのような解決が当該事例にとって最も適切か、そのためにはどういった方法が採れるか等を様々な切り口から検討できることは、取り組みとして非常に意味があると感じています。

② 講演会

各関係機関から、各分野の法律問題や法制度、法テラスの活動についての講演会のご依頼をいただいています。

当事務所に関して言えば、平均すると月1件は何かの講演のご依頼をいただいていることになります。

内容としては、法定後見制度や債務整理に関するものが多い傾向にありますが、いずれの講演についても、弁護士が直接説明をすることによって正確な法律知識を得ていただくこと、法律相談の敷居が低くなることなどを目指して取り組んでいます。



地方協議会の様子

③ ホットライン・出張相談

当事務所では、法律問題を抱える当事者の方を支援する関係機関の方々から法律事務所にお電話をいただき、支援内容に関する法的なアドバイスや活用できる法律制度のご紹介等を行う、ホットラインという活動を行っています。

ホットラインでご相談いただいた内容から、弁護士による法律相談が必要と判断した場合には、事務所での法律相談や行政機関の会議室や当事者の方の入所先等での出張法律相談の実施につなげています。

④ その他の活動

私の前任の弁護士が犯罪被害者支援に熱心に取り組んでおり、私自身も同分野に以前から関心があったことから、県内で犯罪被害者支援を担っている茨城県警察やいばらき被害者支援センター等の関係機関との連携活動を継続して行っています。

4. おわりに

赴任前は、初めて訪れる土地でスタッフ弁護士としてやっていけるのか不安でいっぱいでした。実際、現在の事務所に赴任してからは、未経験の相談や事件に直面することがしばしばありました。

しかし、当会および養成事務所で得た知識や経験があったことから、未経験の事件等でも立ち向かうことができたと感じています。

また、法律事務所の同僚や事務員さん、地方事務所の職員さんから心強いサポートを得られていること、何より茨城県弁護士会の会員の方々に温かく迎え入れていただいていることから、赴任前に抱えていた不安は消え、現在では充実した日々を送っています。

気が付けば今年で弁護士として4年目、茨城県に赴任して3年目を迎えます。

当会および茨城県弁護士会で経験させていただいたことを基礎に、更にスキルアップを図り、今後も日々の仕事に全力で取り組んでいきたいと思っています。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

64期(2010/平成22年)

和光

会員 中江 民人 (64期)

私の弁護士としての現在は、弁護修習指導担当の進士肇会員やアソシエイトとして迎えて頂いた浅野響会員を始めとする、実務修習で知り合った当会会員の先輩方のご指導によって形作って頂いたものです。幸いにして、今でも実務修習で知り合った大勢の当会会員の先輩方が、私の身近にいて下さります。本稿のお話を頂いたことを機に、感謝の念を新たにします。

このように現在の環境が実務修習から連綿と続いていることもあってか、改めて私にとっての「修習時代」と言われると、和光での前期修習・後期修習の生活を思い出します。

64期修習生は全体として2000人程度いますが、司法試験制度の過渡期でもあり、私の属する旧試験組は2クラス・合計100名程度で、新試験組とは修習の時期がずれていました。

前期修習では、まだ修習生同士打ち解けていないことや、進路に対する漠然とした不安（修習前から、就職難であることを散々聞かされていました）も影響してか、講義が終わると寮の部屋にこもり、課題をこなすだけで1日が終わるという修習生が、私を含めて多かったように思います。僅か100名の修習生には、司法研修所もいずみ寮も大きすぎるため、夕方から夜になると、得も言われぬ薄淋しさを感じました。いずみ寮の周りは飲食店も少なく、和光市駅までは距離があることから、外出もあまりせず、孤島にいるかのようでした。

前期修習はとにかく空気が重かったというのが共通認識のようで、同期と昔話をすると、「何であんなに息苦しかったんだろう」と、もはや笑い話のように思えます。

1年間の実務修習を経た後期修習は、修習生同士打ち解けたこともあり、打って変わって明るい雰囲気でした。生活の転換点は、いずみ寮から徒歩10分の場所に、格安の時間貸し駐車場を見つけたことです。私は、実家から借りた車を、後期修習中ほとんど停めっぱなしにしていました。好きな時に移動して好きな物を食べられることの解放感が大きく、「移動の自由」とは改めて基本的人権であることを体感しました（特に、川越街道沿いのステーキハウス・ブロンコビリーにはお世話になりました）。

私も含めて多くの同期が実務修習中にゴルフを始めたことから、後期修習ではちょっとしたゴルフブームが起きました。その年から始まった「スーパークールビズ」を拡大解釈してゴルフウェアを着て講義を受けると、車で練習場やゴルフショップに直行しました。いずみ寮の共有マガジンラックは、いつの間にかゴルフ雑誌で埋まっていました。近くの河川敷コースで早朝ゴルフを行い、時間ギリギリで模擬裁判の講義に駆け込んだことは、今思い出しても冷や汗が出ます。

後期修習は、2回試験の影がちらつきつつも、学生に戻ったかのような楽しい日々を過ごし、同期との絆を深めた貴重な時間でした。

このような修習生達が、教官の目にどのように映っていたかは想像に難くないですが、教官・所付の諸先生（当会では民事弁護教官の流失大士会員、刑事弁護教官の池田和郎副会長、刑事弁護所付の美和薫会員）が、愛想を尽かさず今でも64期ゴルフコンペにご参加下さっていることから、ご容赦頂いたものと理解しています。

独裁国家からの脱出

会員 佐藤 佑樹

1 はじめに

私は、旅が好きである。ペンで地球儀に訪れた国を塗り潰してみたら、黒と青の不思議なオブジェが出来上がるほど旅をしてきた。様々な物事を見て、感じて、巻き込まれて、糧としてきた。

ここでは、旅の中で遭遇した印象深い出来事の一つについて書こうと思う。

2 某国にて

これは、私が、独裁国家とされる某国へ入国（適法）を試みた時の話である。

ある日の早朝、私は、某国へと向かう列車に乗っていた。代わり映えない景色にも飽きて微睡んでいた時、何者かに突然肩を揺らされた。顔を上げた私の前には、自動小銃を持った2人の軍人が立っていた。何故か列車は停まっていた。

彼らは、聞いたことのない言語で捲し立て、私の身体検査を始めた。ポケットから発見したパスポートを一瞥すると、すかさず私の首根っこを掴んだ。状況もわからないまま、私は列車を降ろされた。

彼らに挟まれながら暫く歩くと、無機質な建物に辿り着いた。その中に入り、暗い廊下の先にある部屋へと通された。妙な傾斜のついた椅子、小さな机、鉄格子の嵌った窓、銃を持つ見張り。他には何も無い。映画で見た拷問部屋のようなと思った。

一刻も早く脱出せねば。穏便に、且つ早急に状況を脱するための考えを巡らす。

そこで一つの最適解に辿り着いた。

“無害だと思われよう”

捕らえておく価値すらなく、むしろ可哀想になるほど無害な人物であると思われることで、解放されるのではないかという浅はかな作戦である。

善は急げ。見張りに対し、カタコトの英語に日本語と笑顔を交ぜて話しかけてみた。すると、彼は迷惑そうな素振りを見せてきた。

いきなり雑談から入るのは不作法だったかと思い、切実にお手洗いへ行きたい旨を伝えた。今度は気持ちを通じたのか、彼はお手洗いへと案内してくれた。満面の笑みで感謝を伝えたところ、意外にも彼は笑顔を返してくれた。

その時、これはいけるのではないかと考えた。

拷問部屋（仮）に戻った後、色々と話しかけてみたところ、彼も母国語らしき言葉を返してくれた。全く理解出来なかったが、おそらく故郷の話をしてくれたのではないと思う。途中、何度か年配の軍人がやって来ては、会話に混ざることもあった。

気付いたら、私たちは仲良くなっていた。

暫く語り合った頃、見張りは年配の軍人に呼ばれてどこかへ行ってしまった。

私は、見張りのいない部屋で暇を持て余した。

ようやく見張りが戻ってきた。年配の軍人と体の大きな軍人も一緒である。

拷問部屋（仮）に3人の軍人と私。

客観的に見れば、これ以上に最悪な状況はない。しかし、不思議と嫌な予感はいなかった。

見張りが何かを告げ、歩き出した。彼らに付いて行くと、建物の外に出た。更にひとしきり歩くと、列車が見えた。年配の軍人からパスポートを渡され、乗車するよう告げられた。最後に、彼らは笑顔で見送ってくれた。

呆気なくも、私は元いた国に強制送還され、某国から脱出することが出来た。どうやら浅はかな作戦は成功したようだった。

3 おわりに

このように、時に難事に出くわすこともあるから、旅は面白い。最後まで読んで下さった皆様が、同様の場面に遭遇した時、この話が少しでもお役に立てば幸いである。

『グッド・ウィル・ハンティング 旅立ち』

1997年／アメリカ／ガス・ヴァン・サント監督作品

真の愛情や友情に感動するヒューマン映画

会員 安部 康広 (61期)

1 あらすじ

マサチューセッツ工科大学数学科教授のジェラルド・ランボー（ステラン・スカルスガルド）は、解いた人間が数少ない難問を数学科の学生たちに出します。解くことのできる学生が誰ひとりいなかったその問題を解いたのは、大学でアルバイト清掃員として働く孤児の青年ウィル・ハンティング（マット・デイモン）でした。

彼の才能に目をつけ開花させようとするジェラルドは、素行の悪さから鑑別所に入っていたウィルに、出所の条件として、自分の元で数学を学ぶことと、カウンセリングを受けることを条件に身元を引き受けます。

ウィルの更生を依頼された心理学者が次々とサジを投げるなか、最後の砦としてジェラルドが声をかけたのは、かつての同級生で心理学者として教鞭を振るうショーン・マグワイア（ロビン・ウィリアムズ）です。事情を知らないウィルは当初ショーンをからかっていましたが、やがて互いに深い心の傷を負っていることを知り、次第に打ち解けていき、トラウマを乗り越え、愛や友情、信頼を知り、大人へ旅立つ話になります。

2 感動する多くの名言！

ウィルは、天才的な頭脳を持っているけど幼いころのトラウマが原因で人とうまく付き合えず、日々を無為に過ごしています。そんな状況の中で、周りの人達は、ウィルの非凡な才能に嫉妬しながらも、助け船を出して行きます。そんな、周りの人達と

ウィルとの関わり合いの中で、多くの名言が登場します。このような名言が語られることによって、周りの人達が正面からウィルに向き合っていることが感じられます。

私が特に気に入っているのは、悪友であるチャッキー・サリヴァン（ベン・アフレック）との工事現場の休憩中のシーンです。

チャッキーは、毎日ウィルを車で迎えに行き、酒を飲んで何かばかをするのも楽しいと言います。それに続けて、チャッキーは、何より楽しみなのは、朝ウィルの家に行ったらウィルがいなくなっていることを想像する瞬間だと言い放ちます。

ウィルは、チャッキーのことをただばかができる友達とだけしか思っていなかったのに、実はすごく自分のことを考えてくれていた友達だと知ることになります。ウィルは、この期に及んでまだ自分のことしか考えていないと気づき、自分は自分以上のことを考えられない人間と痛感します。そして、ウィルのために、ショーンとランボーが言い合うのを目撃し、感動のラストにつながっていきます。

3 改めてこの映画を観て

弁護士という業務は、何かしらの悩みを抱える人達の人生の一部を取り扱う仕事であると思います。依頼者は、時にはその悩みに押しつぶされそうになり、どうしたらいいか分からなくなっていることと思います。改めてこの映画を観て、そのような人達の光明になろうと感じました。



アムステルダムの飾り窓と オランダ人の決意

会員 宮城 知佳 (71 期)

アムステルダムと聞いて何を思い浮かべるだろうか。風車、レンブラント、アンネ・フランクの家、美しい運河の町。どれもこの町の魅力だが、私がこの町で最も印象的だったのは、「飾り窓」だった。

昨年冬、アムステルダムに滞在することになった私は、中央駅近くの宿にチェックインし、夕飯でも食べに行こうと裏口ドアを開けた。赤い女性と目が合った。宿と路地を挟んで向かいの部屋にいたのだが、窓全体が真っ赤なライトで照らされていたのだ。露出の多い下着姿で、全身が見える細長い窓からこちらを向いて立っていた。彼女は固まった私を一瞥したが、隠れるでもなく手元のコンパクトミラーで化粧直しを続けている。私は会釈(!)をし、慌てて裏口へ引き返した。

混乱しながら部屋に戻った私は、Google Mapで先ほどの建物を調べた。すると、その一帯が、「飾り窓 (De Wallen)」と呼ばれる売春宿の並ぶ地帯だということがわかった。

飾り窓については、ガイドブックの小さなコラムで読んでいたが、合法的売春宿だという程度の内容だった。私がイメージしていたのは、ひっそりとした民家の窓が夜になると開き、薄明りの灯った窓辺に女性が座って客を待っているような、うら寂しく後ろめたい雰囲気のものだった。しかし、今しがた見た飾り窓は、私のこのような「売春宿」のイメージと全く違った。

翌日から、私は飾り窓をそれとなく観察した。冬のアムステルダムは16時には暗くなり川沿いにいくつもの赤い光が並ぶ。伝統ある古教会の窓からも向かいの赤い窓が見えた。女性は全身が見えるよう窓のそばに立ち、頭から足先まで通行人に見せつけている。部屋の奥にはベッドが見える。縦長の窓がずらりと並び、カーテンが閉まり部屋の中が見えない窓もある。

すごい町に来てしまったぞと衝撃を受けていると、Google Mapで「売春博物館 (Red Light Secret)」

なる場所を発見した。このときばかりはGoogleの察しの良さに感謝した。

博物館では、オランダの売春政策について解説されていた。売春を一つの職業として認めたうえで、売春業特有のあらゆる危険から売春婦の権利を保障するため、多くのルールが定められている。実際に働いている売春婦(夫)のリアルな声や実情の紹介もあり、「私は私の仕事に誇りを持っています」という女性のインタビュー音声が印象的だった。

合法に踏み切った当時、ヨーロッパで合法とする国は殆ど無かったから、オランダでは多くの議論を踏まえた国民の相当な覚悟があったはずだ。日本では、売春は違法とされる一方、禁止される「売春」の範囲が狭く、実質それに近い性的サービスが提供されていると聞く。しかし、性産業を社会に必要なものとするなら、一部の人が落ちてしまう暗い穴として放置するのではなく、自ら選択した人が誇りを持って安全に働けるようにすることが必要ではないか。合法とするにせよしないにせよ、前提の議論が殆ど無い。売春博物館についても、日本で出版されているガイドブックで全く紹介されないのはなぜなのか。

写真は、売春博物館の中の、飾り窓から客を呼ぶ気分が味わえるコーナーだ。ひとりでは気恥ずかしさが勝って座れなかったが、仲間と行く際にはぜひ座ってみてほしい。



vol.13 ゴルフ倶楽部

東京弁護士会ゴルフ倶楽部に参加してみて

東京弁護士会ゴルフ倶楽部 日原 聡一郎 (64 期)

東弁ゴルフに参加させていただくようになり3年目になりました。

東弁ゴルフについては、関東七倶楽部を中心としたいわゆる名門コースで例会を行っており、相当の腕前でないと入会できないという話を聞いていたため、数年前に、参加してはどうかとお声がけいただいた際には、いまだに初心者専用を謳うゴルフスクールに通うアベレージゴルファーの私には敷居が高いと思い、入会をお断りしたこともありました。しかし、その後、ボス弁から入会のお誘いをいただいた際には、特段ゴルフの腕前に進歩は見られなかったものの、来年の東京オリンピックのゴルフ競技の会場である霞ヶ関カンツリー倶楽部東コースや軽井沢ゴルフ倶楽部など通常自分ではプレーすることができないようなゴルフコースでプレーをすることができるという誘惑にはかなわず、力不足を承知で入会させていただきました。

私が最初に参加した例会の会場は霞ヶ関カンツリー倶楽部でしたが、名門コースに行きたいというだけで私程度の腕前にもかかわらず東弁ゴルフに参加したことを後悔するとともに、プレー中に先輩方に迷惑をかけないだろうかと、行きの車中ではいつになく緊張したのを覚えています。しかし、東弁ゴルフの例会に実際に参加してみると、先輩方はみなさん私のようなアベレージゴルファーにも優しく、また、和気あいあいとゴルフを楽しむという雰囲気です。

毎回の例会は、親睦が優先ではありますが、競技方式で実施しています。「ノータッチ、OKパットなし」でのプレーです。私のようなアベレージゴルファーには、名門コースの速く難しいグリーンにおいて、OKパット

なしというのはなかなか大変です。バーディーチャンス
の位置につけながら、3パットなどということも珍しく
ありません。これには日頃いかにOKに救われていたか
を実感するとともに、例会以外のゴルフでもこれまで
以上に丁寧にパットをするようになりました。傍から
見るとそうでもないようですが、自分の感覚としては、
東弁ゴルフに参加するようになってからパターの腕前
が上達したと思っています。

東弁ゴルフへの入会からしばらくは、名門コースの
独特の雰囲気さに圧倒されっぱなしでしたが、ここ数回
は、名門コースならではの、庭園のように美しくまた
管理の行き届いたコースを多少は楽しめるようになっ
てきました。

このように、東弁ゴルフに入会すると、素晴らしい
コースでゴルフをしながら楽しい一日を過ごすことが
できますが、我々若手、特に勤務弁護士に唯一厳しい
部分があるとすれば、例会の開催が平日であるという
点です。ただ、それを乗り越えて参加すれば、事務所
や修習期、会派を超えて多くの先輩弁護士と知り合う
機会を得られます。プレーの合間やレストランで先輩
方から何う事件処理等の体験談なども若手には大変
有難い貴重なものです。

多くの若手のみなさんの参加をお待ちしています。

東京弁護士会ゴルフ倶楽部 問い合わせ先
省略

追悼

故 吉川 基道 会員 (18期)

2019年 3月 13日逝去・78歳

1987年度 東京弁護士会 監事

1990年度 東京弁護士会 副会長



吉川基道弁護士を偲んで

会員 市川 和明 (53期)

吉川基道弁護士は、1975年に大竹秀達弁護士と共同で麹町法律事務所を創設され、過去に複数の勤務弁護士を指導された。私も新人弁護士として2000年に入所して以来、多くのことを学ばせていただいた。

吉川弁護士とは、弁護修習の裁判期日（ちょっとしたハプニングがあった）において、相手方代理人として出席された際にお会いしたのが最初である。その直後の就職活動で、当会の求人情報を見ていたところ、麹町法律事務所の採用担当者に吉川弁護士のお名前があり、事件の相手方代理人だったことに気づいた。吉川弁護士は東京弁護士会の監事と副会長を務められており、私の修習先の事務所の先生方の中に吉川弁護士のことをご存じの方がいらして、吉川弁護士が非常に真面目な弁護士であるというお話もいただいた。そういった縁もあって、採用面接でも話題に事欠かず麹町法律事務所に入所することができたと思う。吉川弁護士は、1966年に弁護士登録した頃、いわゆる教科書裁判の弁護団に参加され、その際に知り合われた行政法学者である東京都立大学の兼子仁名誉教授と共著で「教育裁判（法学選書）」を出版されている。兼子教授のご紹介で、国と東京都を被告とするいわゆる住基ネット訴訟の杉並区の弁護も引き受けられ、私も参加させていただいた。

また、吉川弁護士は、海外旅行もお好きで、自ら英語のサイトにアクセスしてはホテルやオペラのチケットを手配するなどされていた。ここ数年も、英会話教室にも通い、通勤時にはイヤホンをして英会話講座を聞くなど興味の範囲も広く、学習意欲は衰えるところなかったように思う。非常にゴルフも

お好きで熱心に練習やトレーニングをされていた。70歳を超えてからだったかと思うが、毎日、スクワットをしているという話があってから3ヶ月くらいして、ふくらはぎが太くなったというのには驚かされた。

昨年11月末に麹町法律事務所の歴代勤務弁護士で吉川弁護士と大竹弁護士の喜寿のお祝いをしたが、その頃、既に吉川弁護士は病魔に冒されていた。医師からは抗がん剤治療を勧められたが、その副作用で弁護士の仕事ができなくなるので抗がん剤治療はしないとの断固たる決断をされ、亡くなる1ヶ月前には、鬼気迫る精神力と集中力で法廷で反対尋問をこなされた。私が代わりにやりますと言っても、できるところまでやるとの強い覚悟は揺るがなかった。吉川弁護士の真面目さ、責任感の強さ、依頼者への誠実さ、書面作成の緻密さ、反対尋問の的確さは、理想の弁護士像ではないかと思う。

生前に自らコーディネートされたという祭壇は、軽井沢をイメージした草花で覆われた清々しい雰囲気のもので、奥様が撮影された吉川弁護士の笑顔の写真や別荘近くに住み着いているムササビの写真が飾られ、自然を愛する吉川弁護士のお人柄が現れていたのは非常に印象的であった。字数の関係で限られたご紹介しかできないのが残念であるが、吉川弁護士が遺された弁護士の理想像は、吉川弁護士に接する機会のあった方々の胸にきっと刻まれていることと思われる。まだまだ足下にも及ばないところではあるが、自分もそこに一歩でも近づけばと吉川弁護士の精神を引き継いでいきたい。

吉川基道先生、謹んでご逝去を悼み、生前の温かいご指導に対し、あらためて御礼申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

法律学・法哲学

『弁護士のための公布法律インデックス 2018』
第一法規株式会社／第一法規
『変動する社会と法・政治・文化』成城大学法
学会／信山社出版
『ハイエクの伝統論の再構成 日本文化のなかで
の自由社会の擁護』土井崇弘／成文堂
『関係の対等性と平等』森悠一郎／弘文堂

外国法

『最新 GDPR の仕組みと対策がよ〜くわかる本』
牧野総合法律事務所弁護士法人／秀和システ
ム
『アメリカ連邦税法 第7版』伊藤公哉／中央経
済社
『現代ドイツ基本権 第2版』Pieroth, Bodo／
法律文化社
『自治体財政の憲法的保障』上代庸平／慶應義
塾大学出版会
『「在日」の相続法その理論と実務』趙慶済／日
本加除出版
『中国のビジネス実務 債権管理・保全・回収
Q&A100 改訂版』韓晏元／第一法規
『物権的妨害排除請求権の史的展開と到達点 ロ
ーマ法からドイツ民法へ』川角由和／日本評論
社

憲法

『ヘイト・スピーチ法の比較研究』奈須祐治／
信山社
『ヘイト・スピーチ法 研究原論』前田朗／三
書房
『憲法9条学説の現代的展開 戦争放棄規定の
原意と道徳的読解』麻生多聞／法律文化社
『「内心の自由」の法理』渡辺康行／岩波書店
『番号を創る権力 日本における番号制度の成立
と展開』羅芝賢／東京大学出版会

国会法・議会制度

『逐条解説国会法・議院規則 参議院規則編』
森本昭夫／弘文堂
『逐条解説国会法・議院規則 国会法編』森本
昭夫／弘文堂
『政党政治を考える「議会の制度化」と質疑応答』
白井誠／信山社

行政法

『行政調査の法的統制』曾和俊文／弘文堂
『行政法 第6版 2』塩野宏／有斐閣
『国家賠償法実務ハンドブック』安達敏男／日
本加除出版
『都市行政の最先端 法学と政治学からの展望』
久末弥生／日本評論社
『図解建築法規 2019』国土交通省住宅局／新
日本法規出版
『建築申請 memo 2019』建築申請実務研究
会／新日本法規出版
『サ高住の住み替え方』消費生活マスター介護
問題研究会／信山社

警察・消防法

『ストーキングの現状と対策』守山正／成文堂
『建築消防 advice 2019』建築消防実務研究
会／新日本法規出版

軍事・防衛法

『米軍基地権と日米密約 奄美・小笠原・沖縄
返還を通して』信夫隆司／岩波書店

税法

『税務行政法の制度的環境変化と法的課題』日
本税務研究センター／日本税務研究センター
『M&A・企業組織再編のスキームと税務 第4版』
太田洋／大蔵財務協会
『「相続税・贈与税の重要テーマ」ポイント解説』
武田秀和／税務研究会出版局
『株式・公社債評価の実務 平成31年版 相続税・
贈与税』加藤千博／大蔵財務協会
『相続税・贈与税非上場株式等についての特例
納税猶予制度の申告の手引』松本好正／大蔵
財務協会
『改正消費税実務対応のすべて』斎藤文雄／大
蔵財務協会

民法

『一般社団法人・一般財団法人の税務・会計
Q&A』田中義幸／第一法規
『宅建業者のための民法改正ガイドブック』立川
正雄／にじゅういち出版
『債権回収のチェックポイント』市川充／弘文堂
『講座現代の契約法・各論 2』内田貴／青林書院
『不当条項規制による契約の修正』武田直大／
弘文堂
『精神科医のアドバイスとともにおさえる離婚相
談&受任の心得』田畑淳／第一法規
『事例でわかる相続法改正』東京弁護士会親和
全期会／自由国民社
『ケースでわかる改正相続法』東京弁護士会／
弘文堂
『実務解説改正相続法』中込一洋／弘文堂
『借地借家モデル契約と実務解説』満田忠彦／
青林書院
『現代土地所有権論 所有者不明土地と人口減
少社会をめぐる法的諸問題』吉田克己／信山社
『信託法案内』田中和明／勤草書房
『戸籍の重箱 第3版』山下敦子／日本加除出版
『Q&Aと事例物損交通事故解決の実務』志賀
晃／新日本法規出版
『逸失利益算定の基礎収入』宮崎直己／大成出
版社
『交通事故裁判定例集 36（平成29年度）』交通
事故紛争処理センター／ぎょうせい

商事法

『商法総則・商行為法』青竹正一／信山社
『会社法務のチェックポイント』市川充／弘文堂
『リスクマネジメントのプロセスと実務 増補版』
トーマツ／第一法規
『戦略的株式活用の手法と実践』R&G横浜法
律事務所／民事法研究会
『新株主総会実務なるほど Q&A 2019年版』
三菱UFJ信託銀行株式会社／中央経済社
『東証一部上場会社の役員報酬設計 2018年
開示情報版』澁谷展由／商事法務
『共済と保険の現在と未来 勝野義孝先生古稀記
念論文集』勝野義孝先生古稀記念論文集編集
委員会／文眞堂
『商業登記書式精義 全訂第6版 上』登記研究
編集室／テイハコ
『商業登記書式精義 全訂第6版 下』登記研究
編集室／テイハコ
『商業登記記録例集』テイハコ

刑法

『犯罪被害者支援マニュアル』大阪弁護士会犯
罪被害者支援委員会／大阪弁護士会・犯罪被
害者支援委員会

『刑事手続における犯罪被害者の法的地位』椎
橋隆幸／中央大学出版部
『加害者家族の子どもたちの現状と支援』阿部
恭子／現代人文社
『更生を支援する民間協力者』矯正協会／矯正
協会

司法制度・司法行政

『65期～70期新人時対象「弁護士就業状況等
調査」アンケート比較結果』東京弁護士会新進
会員活動委員会／東京弁護士会新進会員活動
委員会
『法律事務職員研修「基礎講座」資料 2019
年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／
東京弁護士会弁護士業務改革委員会

訴訟手続法

『民事訴訟実務の基礎 第4版 解説篇』加藤新
太郎／弘文堂
『民事訴訟実務の基礎 第4版 記録篇』加藤新
太郎／弘文堂
『民事訴訟のIT化』福田剛久／法曹会
『書式不動産執行の実務 全訂11版』園部厚／
民事法研究会
『新しい契約解除法制と倒産・再生手続』事業
再生研究機構／商事法務
『金融機関が行う私的整理による事業再生の実
務 改訂版』日本政策金融公庫／金融財政事情
研究会
『陪審制度論』Feuerbach, Paul Johann Anselm
von／日本評論社

経済産業法

『成長戦略法制 イノベーションを促進する企業
法制設計』成長戦略法制研究会／商事法務
『良いウェブサービスを支える「利用規約」の作
り方 改訂新版』雨宮美季／技術評論社
『経済法 第8版補訂 独占禁止法と競争政策』
岸井大太郎／有斐閣
『エネルギー産業の法・政策・実務』友岡史仁
／弘文堂
『社会システム・デザイン組み立て思考のアプ
ローチ「原発システム」の検証から考える』横山
禎徳／東京大学出版会
『建設業法と建設業許可 行政書士による実務と
解説』日本行政書士会連合会／日本評論社
『株対価M&Aの実務』武井一浩／商事法務
『Q&A 株式上場の実務ガイド 第3版』あずさ
監査法人／中央経済社
『デリバティブキーワード360』三井住友信託
銀行株式会社／金融財政事情研究会
『キャッシュレス決済と法規整 横断的・包括的
な電子決済法制の制定に向けて』千葉恵美子／
民事法研究会
『Q&A 司法書士のための犯罪収益移転防止法と
本人確認の実務』末光祐一／金融財政事情研
究会
『金融機関のコンプライアンス・リスク管理』今
野雅司／金融財政事情研究会
『シンジケート・ローンの法的課題』森下哲朗／
商事法務
『保証協会保証付融資取扱 Q&A 第3版』全国
信用保証協会連合会／銀行研修社
『保険業法 2019』石田満／文眞堂

知的財産法

『知的財産・著作権のライセンス契約』山本孝夫
／三省堂

『産業財産権標準テキスト 第5版 総合編』発
明推進協会
『知財主要国の特許実務概説 日本・米国・欧州・
中国・韓国・台湾版』山内博明／マスターリンク
『商品及び役務の区分』に基づく類似商品・役
務審査基準 改訂第18版』特許庁／発明推進
協会

労働法

『働き方改革時代の労務トラブル解決事例』加
藤佑子／ぎょうせい
『すっきりわかる！海外赴任・出張 外国人労働
者雇用』藤井恵／税務研究会出版局
『同一労働同一賃金の法律と実務 Q&A でわか
る均等・均衡待遇の具体例』服部弘／中央経
済社
『年次有給休暇制度の解説とQ&A 改訂6版』
労働調査会／労働調査会
『最新パート・高齢者雇用・派遣・請負契約の
法律と手続き』三修社
『図解よくわかる労働安全衛生法 改訂6版』木
村嘉勝／労働調査会
『労働組合法の応用と課題 労働関係の個別化と
労働組合の新たな役割』道幸哲也／日本評論社
『労災保険適用事業細目の解説 平成31年版』
労働新聞社／労働新聞社

医事法

『医と法の邂逅 第3集』いほうの会／尚学社
『次世代医療基盤法の逐条解説』宇賀克也／有

斐閣

『医療事件の実務（DVD）医療過誤訴訟におけ
る一連の最高裁判決とその評価』梶浦明裕／東
京法律相談運営連絡協議会

環境法

『ISO環境法クイックガイド 2019』ISO環境
法研究会／第一法規
『見落としがちなポイントがわかるケーススタディ
環境法令管理実践ガイド』永野亮／第一法規

宗教法

『宗教法人実務書式集』宗教法人実務研究会／
民事法研究会

教育法

『東京「日の丸・君が代」強制反対再雇用採用
拒否撤回を求める第二次訴訟の記録』再雇用
拒否撤回を求める第二次原告団

国際法

『逐条解説宇宙二法 人工衛星等の打上げ及び
人工衛星の管理に関する法律 衛星リモートセン
シング記録の適正な取扱いの確保に関する法律』
宇賀克也／弘文堂
『国際私法 第4版』神前禎／有斐閣
『外国につながる子どもと無国籍 児童養護施設
への調査結果と具体的対応例』石井香世子／
明石書店
『はじめての外国人雇用』嘉納英樹／労務行政

『改正入管法で大きく変わる外国人労働者の雇
用と労務管理』布施直春／中央経済社
『研究者・留学生のためのアメリカビザ取得完全
マニュアル』大蔵昌枝／羊土社

医学書

『心不全の基礎知識 100 第2版』佐藤幸人／
文光堂
『遺伝子診療よくわかるガイドマップ』中山智祥
／メディカル・サイエンス・インターナショナル
『小児アレルギーエドゥケーターテキスト 基礎
編 改訂第3版 チーム医療と患者教育に役立つ』
日本小児臨床アレルギー学会／診断と治療社
『小児アレルギーエドゥケーターテキスト 実践編
改訂第3版 チーム医療と患者教育に役立つ』
日本小児臨床アレルギー学会／診断と治療社
『精神科の薬がわかる本 第4版』姫井昭男／医
学書院
『見える！できる！気管挿管 写真・イラスト・
動画でわかる手技のコツ』青山和義／羊土社
『抗菌薬の考え方、使い方 ver.4』岩田健太郎
／中外医学社
『小児救命救急・ICUピックアップ2 呼吸管理』
日本小児集中治療研究会／メディカル・サイエ
ンス・インターナショナル
『高尿酸血症・痛風の治療ガイドライン 第3版
2019年改訂』日本痛風・核酸代謝学会／診
断と治療社
『診療ガイドラインUP-TO-DATE 2018-2019』
メディカルレビュー社

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

現在の東京都の最低賃金額は985円である。この賃金で1日8時間、1か月21日労働しても、月収約16万5000円、年収約198万円にしかない。これではその労働者が生活を維持することは困難であり、いわんや家族を形成することは一層困難である。

東京都内に住む20～40歳までの2人暮らしに支給される生活保護費は最大で18万2210円なのであり、このことから、最低賃金額で就労する働き手一人だけでは、配偶者や子など被扶養者がいる世帯の家計を維持するために必要な最低生活費すら得られないことは、明らかである。

総務省が2019年5月31日に発表した平成30年労働力調査年報によれば、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員（非正規労働者）の割合は37.8%である。そして、非正規労働者が就く仕事は、最低賃金額と同額かそれをわずかに上回る程度の賃金にとどまっている仕事が少ない。そして現在の非正規労働者は、家計補助のためではなく自らの家計を支えるために働いている者が多く、その結果として、非正規労働者の賃金の低さは、その家族の家計の苦しさに直接つながっている場合が多いのである。

日本の2015年の相対的貧困率は15.6%であり、約6人に1人が貧困という高い水準である。非正規労働者の増加とともに最低賃金額の低さが日本の高い貧困率を招き、ワーキングプアを生じさせている大きな要因となっていることは明らかである。

ワーキングプアの実態は2018年1月に東京都が発表したネットカフェ調査でも明らかになっている。この調査では、ネットカフェ難民（住居喪失者）のうち86.5%が仕事をしている者であった。働いていても住宅を確保することが困難な賃金しか得られない者がいるのである。

このような非正規労働者の生活を改善するため、迅速かつ大幅な最低賃金額の引き上げが必要である。そのためには、東京都の最低賃金額を決定する最低賃金審議会に、非正規労働者の実態をよく知る非正規労働者の利益の代表者を委員に加えることが必要である。また、密室の審議会で最低賃金額が不透明に決定されることのないよう、審議会の討論は公開されるべきである。

また、最低賃金額の迅速かつ大幅な引上げにより中小企業の経営に悪影響が出ないよう、社会保険料の減免、補助金等の支出などの支援策を併せて行うべきである。

以上のとおり、当会は、最低賃金額を迅速かつ大幅に引き上げることを求めるとともに、その制度的担保として、最低賃金審議会に非正規労働者の利益の代表者を委員に加えること、審議会の討論を公開すること、及び、最低賃金額の引き上げによって経営に影響を受ける中小企業への支援策の実施を求めるものである。

2019(令和元)年6月17日
東京弁護士会会長 篠塚 力